

第七十一回国会
衆議院
内閣委員会
議録
第十一号

昭和四十八年四月三日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 笠岡 喬君

理事 藤尾 正行君

理事 木原 実君

理事 赤城 宗徳君

理事 大石 千八君

理事 竹中 修一君

理事 旗野 進一君

理事 三塚 博君

理事 山崎 始男君

理事 木下 元二君

理事 鈴木 康雄君

出席國務大臣

建設大臣 金丸 信君

國務大臣 坪川 信三君

總理府總務長官 信三君

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務總局長 渡辺 哲利君

人事院事務總局長 尾崎 朝夷君

人事院事務總局長 宮崎 隆夫君

人事院事務總局長 皆川 迪夫君

人事院事務總局長 小林 忠雄君

人事院事務總局長 太田 暢人君

人事院事務總局長 大津留 温君

人事院事務總局長 吉田 泰夫君

人事院事務總局長 沢田 光英君

人事院事務總局長 山田 滋君

人事院事務總局長 消防庁次長 山田 滋君

人事院事務總局長 建設省都市局長 吉田 泰夫君

人事院事務總局長 建設省住宅局長 沢田 光英君

人事院事務總局長 建設省住宅局長 消防庁次長 山田 滋君

委員外の出席者

人事院事務總局長 斧 誠之助君

警察庁事務局長 奥秋 為公君

警察庁事務局長 犯少年課長 山中 光一君

警察庁事務局長 科学技術庁計画 篠田 信義君

警察庁事務局長 大蔵省理財局 篠田 信義君

警察庁事務局長 有財産第一課長 篠田 信義君

警察庁事務局長 文部省大学学術 吉川 藤一君

警察庁事務局長 文部省図書課 吉川 藤一君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

警察庁事務局長 文部省管理教育 西崎 清久君

第一類第一号

内閣委員会議録第十一号 昭和四十八年四月三日

ら、その勧告権に基づいて義務教育教職員の皆さんに対する勧告を人事院は行なうという意思のあることを明らかになさったようでございます。その真意が那边にありやという点をまず一つ承りたいわけでございます。いかがでございますか。

○佐藤(達)政府委員 それはごく最近の私の言動でございます。昨日、参議院の予算委員会ですべてに閣議をしております。結局、筋道としてわれわれの考えておりますのは、これは例の法案が提案される前に、法案を出さうか、なしでいいかという御議論もある方面にあったというふうなことに御座りますので、なしでも、これはわれわれとしてやる、これは当然のことである。それでわれわれとしては、法律案の形であらうならばなにお墨付きをいただければ、なおこれはけつこうなところという気持ちで臨んでおるといふことが根本であります。それで、流れた場合には、結局また最初の振り出しに戻りますから、勧告は可能である。するつもりはあるかどうかというところまでは申し上げた覚えはありませんけれども、筋としては勧告は可能である。よいことを言え、それがこの国会でどういう御議論の的になるか、またその様子にもよること、われわれとしては、出ようとしておったところが、あるいは冷や水をぶっかけられて出そびれることもあり得るというように含んで言いますと、可能性というにとどめてお答えしたわけでありまして。

○大出委員 私は実は、本来この法案に対する人事院の見解はもう少しきびしいものであつてよかったのではないかと思つておる。人事院総裁の御性格かどうか知りませんが、たいへん紳士的に過ぎるという感じがするのでございます。ということは、人事院の本来の機能というのは、労働基本権か、あるいは代償機関かというILOにおける長い論議がございました。私も何回かILOに参りましたが、そこで日本政府は、毎回、代償機関だということを強調してきておるのです。したがって、公平な第三者機関であり、スト権にかわる代償機関である。その代償機関である人事院

の固有の権利として法的に勧告権がある。それを、勧告しなければいけないぞ、勧告しろ、こういう法案を傍若無人にきめるとなると、そのことによつて、本来の性格上、勧告権が左右される。高いものをせよとか、あるいは低いものをせよとか、そういうことがあつていいはずがない。だから最近の二、三の方の論文を読んでみますと、政党政治には違ひないけれども、その政党がストライキ権にかわる代償機関である人事院の固有の権利を侵害をした、これは重大な問題であり、かつ人事院が何だかんだいわれながら今日代償機関たる性格を維持し続けてきているので、これはそれを根本から変えてしまつたことになる、この法案が通つてしまえば、通らなければ別です。通らなければ、これは代償機関たる人事院の総裁を国会という良識の府が認めたことになると書いてある論文がある。そうだとすると、やはりここであつたり、貴案の根本の趣旨には異存はないなどというくてもないことは言わないで、本来こんなものを出すのは間違ひだ、こう言わなければいかぬのです。

そういう立場からすると、人事院の側だつて、悲しき四十歳といわれるティーチャーがおいでになることについては、そんなことはあつてはならない、一般職の国家公務員の一般の例からいって、四等級になつていける人はたくさんいるはずだ。にもかかわらず、校長なりあるいは教頭なりというポストが少くないこともこれあり、五等級近辺でふらふらしている四十歳がなおりますというのはいささかよくない。よろしくないから多少なり手直しをしてきたはずなんです。そのことに私は異存はない。たまたま百三十五億という金があるなら、人事院はこの点については、この法案はごめんこうむるということで、固有の権利に基づいて勧告を出すべきだ、そういう筋合いのものだと私は思つてゐる。ところが、法案が通つてくれればなおいなどという口を口走るようなことでは、まことに心もとないわけでありまして、それは私は御撤回をいただきたいのです。通つてくれ

ればなおいなどと、それはよいことでは。人事院の性格上そうあつてはならぬわけでございます。そこそこ食いつきたいわけですから、しかとお答えいただきたい。

○佐藤(達)政府委員 一応ごもつとに拝聴いたしますけれども、とにかくこれはものによりけりの問題であることは常識的に言えるわけですから、ねがわれわれが念願したところに沿うものであるか、われわれの意図に反する企てであるか。企て自身がですね、それが一つ分かれ目になります。今度の場合はわれわれの意に沿う企てであられるといふことでございます。この企ていかんによりましては、法案の形においても、われわれは断固として意見を申し上げるべきには申し述べておきます。例のILO問題に際しても、いろいろと意見を申し上げて、き然とした態度で臨んだことは御存じのとおりと思ひます。これは身を挺して、国会の場でもどこでも、私は私どもの信ずるところを述べてまいりました。ものによりけりでそういうことをやる。しかし、今度の場合にはそういうものではないといふことから、そういう意味のいよめる抵抗的なことはやりませんでしたし、この立法という形を考へますと、われわれは中立機関、と申しますのは、使用者たる政府側に對して中立である、被用者である公務員諸君に對して中立である、どちらからも侵害をされないといふのが中立だと思つてございまして。国会となりますと、もう一つ上のこれはおやじ格でございます。人事院を生んでくださったのも、国会が法律によつて生んでくださったのも、国会が親であるわけでございます。その生みの親の国会が、法律の形であれこれと人事院に対する指図がましい条文をお設けになる、これは公務員法なり何なりをごらんになれば、「しななければならぬ」はざいぶあるわけですね。それに対してわれわれが反感を持つべき筋でないわけですね。したがつて、法律という形でこれができました場合においては、われわれは侵害とか何とかという概念から

は別の問題であると感じざるを得ない。先ほども申しましたように、できるまでのプロセスにおいて、これはどうかと思うような場合には、堂々と意見を述べてまいりたいと思つておられます。今度の場合は、それはこつちの意図するところによりつたり合つた、もつちの幸いである、したがつて、国会のお墨付きをいただければこれに増すことはないといふことを、大きな声で申し上げておるわけでございます。これはたいへんけつこうな法案だと、その意味で思つております。

○大出委員 この人材の確保法案が国会に提案されたのはいつでございますか。

○佐藤(達)政府委員 お答えする責任がなさそうですが、提案になったことは事実であると考へます。

○大出委員 重大な問題でございます。総裁が奥野文部大臣に意見を出したのが二月十九日でございます。法案提案の前でございます。

あなたは、いま、法案が国会に出された、国会は上だ、こう言われたのだけれども、法案になるならぬについて人事院にまず意見を聞いています。人事院に意見を聞いたときには国会に出されていなくて、あなたが断固たる、き然たる態度をとつて、もし人事院の勧告権を侵すようなことがあつてはならないと言ひ切つてしまえば、こんな法案は出てきやしない。ごまかしてはいけません。あなたは国会はその上にあると言つてゐるが、上にある国会に出ない前なんだ。そうでしょう。にもかかわらず、あなたは非常に紳士的な意見を出しておられる。だから、こういうことじや困るじやないかと私は言つてゐるわけですね。しかも国会に出てきてから、再び重ねて、法案があつてくれればなおよろしく。みづから勧告権を強調されたんだが、法案が通つてくれればなおい、それはよいことだ。あなたは「法律のミステーク」といふ本をお書きになつておられるけれども、法律にミステークがあつたつて、人事院の代償機関たる性格にミステークがあつてはいけません。

あなたはいま、法案が国会に出された、国会は上だ、こう言われたのだけれども、法案になるならぬについて人事院にまず意見を聞いています。人事院に意見を聞いたときには国会に出されていなくて、あなたが断固たる、き然たる態度をとつて、もし人事院の勧告権を侵すようなことがあつてはならないと言ひ切つてしまえば、こんな法案は出てきやしない。ごまかしてはいけません。あなたは国会はその上にあると言つてゐるが、上にある国会に出ない前なんだ。そうでしょう。にもかかわらず、あなたは非常に紳士的な意見を出しておられる。だから、こういうことじや困るじやないかと私は言つてゐるわけですね。しかも国会に出てきてから、再び重ねて、法案があつてくれればなおよろしく。みづから勧告権を強調されたんだが、法案が通つてくれればなおい、それはよいことだ。あなたは「法律のミステーク」といふ本をお書きになつておられるけれども、法律にミステークがあつたつて、人事院の代償機関たる性格にミステークがあつてはいけません。

あなたはいま、法案が国会に出された、国会は上だ、こう言われたのだけれども、法案になるならぬについて人事院にまず意見を聞いています。人事院に意見を聞いたときには国会に出されていなくて、あなたが断固たる、き然たる態度をとつて、もし人事院の勧告権を侵すようなことがあつてはならないと言ひ切つてしまえば、こんな法案は出てきやしない。ごまかしてはいけません。あなたは国会はその上にあると言つてゐるが、上にある国会に出ない前なんだ。そうでしょう。にもかかわらず、あなたは非常に紳士的な意見を出しておられる。だから、こういうことじや困るじやないかと私は言つてゐるわけですね。しかも国会に出てきてから、再び重ねて、法案があつてくれればなおよろしく。みづから勧告権を強調されたんだが、法案が通つてくれればなおい、それはよいことだ。あなたは「法律のミステーク」といふ本をお書きになつておられるけれども、法律にミステークがあつたつて、人事院の代償機関たる性格にミステークがあつてはいけません。

ん。その点だけははっきりしておきませんと、先この法案には、国の計画などというものがあつたから、人事院も国の機関の一つですから、あなたも責任を負わなければならぬ。まことにこれは困つたことだ。だからこの法案は通らないほうがいい。そうして人事院が明確に人事院の本来の勧告権に基づいて勧告をする、これが筋です。早くそう言うべきだ。おそまきながらそう言つてくれたことについては感謝するのですけれども、てにをはがついたのはいけない。法案があがつてくれればよいなんて言つてはいけません。せつかくそこまですべて人事院擁護論を述べておるのに、御大がそんなことでは困るじゃないですか。

そこで、義務教育の教職員ということをおられるのですけれども、愛知大蔵大臣は、今度は別なところで、高校の先生についても、あるいは学校の職員についても、つまり教職員でない職員、事務職員についても、予備費から予算上の措置をしたいということを言っている。そうなる、人事院の受け持つ範囲というものは、国家公務員全体に及ぶわけですから。確かにそれは、小中学校の先生というふうに限れば三千名ぐらいいでしょう。しかし、高校の国家公務員という身分の先生もあれば事務職員もおる。あなたの答弁によれば、義務教育職員ということになっているので、第二の問題として、それはいささかおかしきはないか。あなたがそこまでするなら、義務教育の職員並びに高校の職員も、それから事務職員も、国家公務員という人事院の所管の対象になる方々については勧告をする、あるいは可能性ということを意思表示してくれなければ、いささか片手落ちでございまして、そこはかがでございませうか。

○佐藤(達)政府委員 せつかく義務教育という法案が出たならば、これの周辺のこともひとつ法案に乗せてもらえぬものかという、今度は逆の話が出てくるわけです。私はその必要は全然考えない。いまお話しのように、周辺の問題があります

が、それは私どもにおまかせください、りっぱな勧告をいたしますという気持ちでおるわけでございます。

○大出委員 そうすると、義務教育職員並びにその周辺の国家公務員を含めて勧告をする気持ちでございませう、こう理解していいわけですか。いまの点はよろしゅうございませう。

○佐藤(達)政府委員 当然そういう気持ちでおるわけですね。

○大出委員 それから、もう一点承つておきたいのでありますが、先般国民の祝日に関する法律の審議をこの席でいたしましたわけですが、このときに、私は、人事院は国家公務員の週休二日という問題についてはそれ相当の責任があるのだと思ひます、だからそれに対して何らかの意思表示をする気はないかという点を、いろいろ御回答を求めたのでありますが、そのときは、労働省の調査で四十六年までしか表に出ていなかった。だから二四〇〇などというふうなことをお答えになりましたから、いささか古くはないか、最近になって急激にふえていくのが、労働省が品川の労働基準監督署等で調査した結果だつて、たいへんなふえ方ではないのか。四十七年に入つて三越百貨店の例まで入れて、急激にそういうところはふえている。だから、そのことを含めて考えるべきではないのかということをおっしゃるのですが、私が申し上げましたように、四十七年の労働省の調査が発表されました。新聞の見出しは違ひますけれども、中身は一緒でございまして、三人に一人の方が週休二日制という制度になっている、こういう中身であります。だから、二四〇〇どころではない三六〇〇をこえる方が週休二日になっている。そこで、四十六年は二四〇〇ですから、この一年間で何と二〇〇ふえているのです。この傾向はますます強まる。なぜならば、最近の商社の買い占め問題とか、生活物資が高くなる問題とか、円切り上げだとかいうものをめぐりまして、経営の側にも反省の色が、真意はどこにあるかは別として、たくさん出てきています。その中で福祉経営などと

いうことが木川田一隆さんたちをはじめ使われている。この春闘をめぐつて経営者の側から、福祉経営ということばが方々に出てくる。つまり、そこまで社会的な責任を負わなければならぬ企業なんだから、国に政策的にまかしておくだけでは足りない、経営者の自覚の上に福祉経営というものをお考えなければならぬという。これがどういうふうな定着するか、それは知りません。知りませんが、そういう雰囲気が出てきている。このことは、大手の大多数が週休二日に乗せている。これは一〇〇〇近くいってしまふと思うのです。中小の場合も、ここに数字が出ておりますけれども、これは急激にふえる。都市と地方との格差はありますけれども、大体一、二年ずれるのは通常でございませうから、品川あたりがああいう傾向になつたということばは、じきに仙台や向こうの都市に波及することになるのは当然であります。

そうすると、一カ月のうち週休二日を全週にわたつて実施する、しない等の問題はありますけれども、隔週にしろ月一度にしろ、試行的にまず人事院がものを言つて、国家公務員に關してやってみる。私も郵便の日曜配達禁止などをいろいろ考へたときにも、身分法は公務員法なんですから、本来なら人事院あたりがものを言つてもらわなければ困ると思つた時代もある。いまやまさに人事院が一步先に進んで、もう国家公務員に対してものを言つて、福祉経営という動きの中で、官庁主導型でそれを促進する、その責任があると私は思ふのです。三六〇〇をこえているのですから。

そのところをもう一歩突っ込んで承ります。人事院はこの点、たとえばことしの八月に勧告がございませうが、つまり四十八年度の賃金勧告、ここに向けて、昨年ちよつと触れておられるわけですから、触れておられる結論めいたことをこの勧告で出したいだきたい。おそろく八月になると思ふのでありますが、ここでひとつ区切りをつけていただく、その決意のほどを承つておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 この間もちよつとここで申し上げたと思ひますが、去年の報告の際に、いまお話しのように、ちよつと触れたのです。ちよつと消極的過ぎたなという気もその後持ちまして、近ごろはだいたい気分が變つてきておるわけですね。したがひまして、これも申し上げたかと思ひますけれども、民間の調査のほうは克明にずっと續けております。今度も、四月の給与調査の際にもあわせてやつてみようじゃないかというので、新しく予算をいただきます。大々的な調査も本年度に考へております。その予算がとれたというところでこの間新聞発表いたしました。これは一つのいい宣伝の機会だろうと私も思ひましたので、それから、多少声を大きくして述べましたことが、わりあいにスペースを広くとつてくれました。非常に喜んでおるわけであります。

そういう気持ちでいま取り組んでおりますので、去年はちよつと消極的過ぎたなという気持ちでおる。ことし八月の際にどういう意思表示をしますか、場合によつては、あるいは相当前向きな表現をするようなことになるかもしれません。気持ちはそういう気持ちで、そして、機が熟したならばいつでも機が引出しから案が取り出せるようにということばを、職員局に願ひてございませう。ただやはり、行政サービスの低下というものは避けなければならぬというところが一つ、それからもう一つは、この間も触れたと思ひますが、非常に過酷な交代制勤務に服している方々をどういうふうになく扱つたらいいかということがちよつとした緊急問題になっております。とにかく、そういう心がまえで邁進しております。

○大出委員 八年前に総裁が人事院に所を得られまして以来、たいへん筋が一本びしつと通つて、だれが何と言つたやうな人だという古武士の風格さんたところがあつたんですが、最近どうも紳士になり過ぎて、角がなくなつてきた感じがするのです。何かふるの中でほかつという調子のこんな意見書を出してみても、新聞を読んだつて、法律があがればよいとか、よいことをま

た。そういうことじゃいけませんよ。

だからやはり、八月に向けて邁進するといまおっしゃいましたが、日本全体が、円切り上げだ何だといって、日本の労働水準というものが、ILOの場面だって国際的にたかかれていくわけですから、この際、それを官庁主導型で一步前へ出る、そういう決意をして進んでいかなければならぬんですよ。最近、総裁少しおとなしくおなりになったから、いかがでございますか、もう一歩、そこはちやうとやってみましょうという決意はございませんか。

○佐藤(達)政府委員 だいぶ近ごろかどがとれてまいりました、円満になってまいりました。したがってまた、たんかを切ることもへたになってききましたから、御不満はあるかもしれませんが、先ほど相当大きな声でたんかを切ったつもりでございますから、その意気込みを大いに多として、御激励のほどをお願いいたします。

○大田委員 大いに激励しますから、これはおやりいただきたいと思うのであります。

そこで、退職手当の問題でございますが、まず一点は、かれこれ三年、足かけ四年くらいになるのでございますが、何べんも私は、主として人事院、それから山中総理府総務長官の時代には、ずいぶん予算の分科会などでも所見を求めてきたのであります、ようやく案になってここに出来てまいりました。前向きに御検討いただき、お進みいただいたことを感謝申し上げる次第であります、人事院には特に予算の捻出まで無理なお願いをした時代もありまして、たいへん恐縮でありましたが、前進をいたしましたことに感謝を申し上げます。

そこで、このことが臨調答申なんかにございまして、定年制その他からみまして、定年制法案を出す云々というふうな空気がある。諸外国の例からいけば六十歳くらいで適当であろう、こういって、だが六十歳という定年制を考えるにしても、その周辺の整理をしなければならぬ。恩給にしても退職手当にしても、そこらがいよいよ

のにならなければ、定年制なんというものはやるべきでないという臨調の答申がございました。以来久しくなります。そういう意味で言うと、本来この退職手当の増額というものは、勸奨退職を強めるとか、強制退職的な行政面における勸奨をするとか、そういうものとは次元が違ふ。本来老後の安定というものを考えて臨調などでも触れていくわけでありまして、そういう意味で、今回のこの改正が、何か知らぬけれども、勸奨退職の強要、あるいは高齢者の退職促進というふうな受け取られていけるとすると、これは筋が違ふ、次元が違ふ、その点をまず明確にしておいていただきたいと私は思うのであります、いかがでございますでしょうか。

○坪川国務大臣 大田委員の御心配、また御指摘になりました点でございますが、非常に大事な問題でございます。したがって、民間におけるところの退職金の支給実情などを十分調査いたしまして、そして公務員の方々に對する退職金の支給につきまして改善を必要とするという判断のもとにおいて措置を講じたのでございまして、絶対、いわゆる勸奨退職を強要するということのような判断でこの措置を講じたことではないことは、明確にお答えいたします、大田委員の御心配になる点はいささかもないことを申し上げておきたいと思ひます。

○大田委員 明確な御答弁をいただきましてありがとうございます、筋でございますので、その点をお含みいただきたいと思うのであります。次の問題でございますが、いままでこの退職手当が久しく放任をされておりました関係もこれあり、各省庁で退職手当問題をめぐりいろいろなやりとりがございました。そういうふうなことも背景になって、今日皆さんの御苦心の結果としてこの法案がまとまってきたわけなんです、そういう、旧来各省庁で労使間でいろいろやりとりをされておりましたことを踏まえて今日まで進んできたという理解をいたしておりますので、せっかく長年かかって労使間で形づくられてきた旧来

の慣行等について、今回のこの改正案が通ることによって混乱が起ることというふうなことになる。困る。だから旧来のそういう労使間で進んできているものはひとつすなおに踏まえていただきたい、その上へこの改正案が乗っていくというふうにお考えをいただきたいと思うのであります。せっかくくみんで努力をして、政党政派の問題でなくて、公務員の皆さんの将来を考えてやっていくことでありますので、どうかひとつ、旧来のそういういろいろないきさつがございまして、そこらをお互いに尊重するという立場でこの法案を見ていくというふうにしていただきたいと思うのでございますが、いかがでございますか。

○坪川国務大臣 御指摘になりましたとおりで、いままで各省庁間にそれぞれの独自の立場で慣行のあったことも聞き及んでもおり、またそれもある程度意義のあることでございまして、そういうことがある以上は、あくまでも従来どおりの各省庁間に行なわれた慣行は尊重して、いささかの変動もなきやう考えておきたい、こう思っておりますので、御安心を願っておきたい、こう思っております。

○大田委員 どうもありがとうございます。三番目に、ひとつ最初に伺っておきたいのであります、二〇%加算という問題があるものでございますが、特にここで前もって承りたいのは、三十二年四月二十日でございますが、改正が行なわれましたときに、附則がございまして、その二項に、「再び職員となつた者その他の者で政令で定めるものが、年齢五十年以上で退職した場合に、国家公務員等退職手当法第五条の規定に該当する場合の外、当分の間、政令で定めるところにより、同条の規定による退職手当を支給すること」ができる、こういう規定がございました。ここで、「当分の間、政令で定めるところにより」、こうなっておりますのでありますが、この中身、政令はどういうふうな書いてあります。それと、「当分の間」とございまして、これは生きていますはずで

ございまして、そこらのところをどういうふうに御理解なのか、まずお答えいただきたいと思ひます。

○皆川政府委員 ただいま御指摘の点は現在も有効に働いております。その要点は、勸奨を受けて退職をする者で、勤続期間が十年というところでございまして。

○大田委員 つまり今度の法律で、そこから先のところ、二十年未満のところは落ちてしまふ、穴になつてしまふ。これはこのくらしいところでおやめになる方がなければいけません、やめる方があつたとすると、やはりそこにかか心配が残る。したがって、そこをどういふに皆さんのほうで考えなかつたか、実は私は、できればそこを何とかしていただきたいという希望を持っております。そこについて、まず皆さんの考えを承ておきまして、その上で何らかの措置を考えなければいかぬと思ひますから、そのところどうお考えでしょうか。

○皆川政府委員 御承知のように、今回の措置は、官民比較をいたしまして、二十年以上の長期勤続者につきまして、民間のいわゆる定年扱いで退職する者に比べて若干勸奨退職公務員のほうが低いということから措置をいたしました結果、二十年未満の人はこれに入つてこなかったというところになるわけでございます。特に、二十年未満がこういふ状況になつたために、結果的になつたわけでございます。したがって、これから先どういふふうになつていきますか、これは原則として官民比較をやっておりますので、そういう状況に応じて考えてまいりたいと思っております。

○大田委員 民間との関係もございまして、つまり官民比較をなさつたのですから、実際におやりになつたのは人事院ですけれども、やつたわけですから、そうすると、やはり筋道としては民間の動向というものがあつてみなければいかぬと思うのです。これは動態として一体どういふふうに進んでいくか、これは見なければいかぬ。ですから、いまここで時間のないところで、法律をどういじれば

と申し上げてもせんのないことでございますが、さういふ意味で、少し動向を見る、その上で皆さんで考えていく。つまり特段に不利になる方があつては制度として片手落ちでございますから、そこらのところも含めて、これはできれば附帯決議か何かの形で、その押えという意味でしておいていただきたいものだ、こういうふうに思っています。当分の間そういう意味で様子を見る、その上で検討してみる、こういうことでよろしゅうございませうか、いかがでございますか。

○皆川政府委員 そのように考えております。

○大出委員 次に、高卒の採用者と大学卒の採用者、この勤続年数に差がございます。したがって、また退職年齢の差、これも出てまいります。具体的に申し上げますと、高卒五十三歳、大卒五十七歳、こういうふうでございます。そういう差も出てまいります。そのこともございまして、勤続三十七年、こういうことに本来すべきものである、こう思うわけであります。

それからもう一つ、平たく言つて二割アップというならば、六十カ月というものがいま退職手当法の上限でございますから、すなわち二割増しすれば、十二でございますから七十二カ月、こういうことになるわけであります。それを何かちよつとどうも途中で食ひかじつたような感じがいたしますが、六十九カ月にちよつと妙なことをなさつて、七十に乗らない感じにしたほうが世間でいい、いいという感じがする。何もそんなに国家公務員は遠慮することはないのではないかと、思うのです。だからこのところは七十二カ月のいいのではないかと。二割増しならば、六十カ月に二割増せば七十二カ月に乗る、こういうふうには思ふわけでありませう。そのところ、三十五年で切らないで三十七年まで持つていってもいいのではないかと、思うわけでありませう。なぜ一体こういう切り方をするのか、理由を承りたい。

○皆川政府委員 これも実は人事院にお願いいたしまして実施いたしました官民比較の結果を参考にいたしたわけでございませうが、民間の定年加算というものがなければ、おむね官民比較の均衡はとれていると思うわけでございませうけれども、ただ非常に長い勤続者の方につきましては、その比較で官民の格差が少くない。定年加算を加えましてもなおその差が少くない。大体二十年から三十四、五年くらいまでは二割程度の差があるわけでございませうけれども、三十九年という数字が出ておりますが、三十九年をとりますと、その差が一割ちよつとくらいい下がつておるわけでございませう。こういうこともありまして、三十五年で横ばいにしまして、その結果アップ率が一割ちよつとになりまして、大体、官民比較もできるのではないかと、さういふことで、このよう措置をいたしたわけでございませう。もちろん、これから先の民間の就業動向というものがどうなつていきますか、あるいは加算制度がどうなつていくかにつきましても、また検討の余地があるかと思ひますが、現在のところはこのような措置が適当じやなからうかというところで提案をいたしたわけでございませう。

○大出委員 現在のところはというのですが、これは一ぺん法律を改正いたしますと、あとそう簡単に手がつかないのです。今回だつて、足かけ四年、まる三年と私申し上げましたが、正直いって、私どもにしてもいふん苦勞しているんですよ。皆さんももちろんでございますが、だからさういう意味で、ちよつと食ひかじつておこうといううようなことになる、どうもすつきりしない。さういふ点で、いま人事院の話が出ましたが、官民比較を人事院にやつてもらつた、こういうのですが、どうですか尾崎さん。これは特にこんなふうな割つて、六十九・三カ月なんてみみづちい話ですよ。さういふ端数計算までなせなければいかぬのかわからないのですけれども、どうですか。私、人事院が調べたものをいたしたいのではない、何で七十二にできないで六十九・

三なんという妙なことにしたのか、これをお知らせいたしたい。

○尾崎政府委員 人事院が調べた退職金調査によりますと、高卒で勤続三十九年の五十七歳程度のものでございませうけれども、定年で退職するといふ場合の退職金と同じ条件の公務員の場合の退職金を比較いたしますと、民間のほうが定年加算的なものがございませうけれども、さういふものを含めまして、五割くらい公務員のほうが低いという感じがございませう。民間にはそれ以外に、さらに弾力的に支給されます功勞加算的なものがございまして、これは勤続とか役職とか業績等によつて支給されておりますけれども、私どもの調査では、大体これが二割程度あるという感じでございますけれども、さういふものを込めて比較をいたしますと、さっきの五割低いという関係が一三〇程度低いという感じになつたわけでございませう。したがって、その二三〇程度低いという点を月数に換算してどうであらうかということをお私のはうでちよつとやつてみますと、七十カ月からいふやうな感じになりまして、その辺のところが見合ひのところじやないかというふうに考えているところでございませう。

○大出委員 二十五年で、モデル号俸五等級の十四号ですか、金額で十萬一千六百円、支給月数で四十・五カ月、支給金額が四百一十一萬四千八百円、こういうことですね。これを四十八・六カ月に改めまして、四百九十三萬七千七百六十円、引き上げ額で八十二萬二千九百六十円。三十年でモデル号俸は四等級の十四、十二萬三百円、これが俸給であります。四十九・五カ月に改めまして、七百十四萬五千八百二十円、引き上げ額で百十九萬九百七十円。さて、三十五年で三等級の十四、十三萬七千八百円、これを五七・七五カ月に改めまして、九十五萬七千九百五十円、これが六十九・三カ月、こうなるわけですね。これは上限ですから、こゝで九百五十四萬九千五百五十円、引き上げ額で百五十九萬一千五百九十円、こういう中身なん

です。表にしてみると、六十九・三カ月に、上限がいかにどうもこしらへた感じがするのです。いま尾崎さんの話によると、七十カ月というのです、加算を入れて。七十カ月なら七十カ月にしてくれればいいのです。さうでしょう。それを何で尾崎さん、六十九・三なんてするのですか、七十カ月相当くらいのとおりとおっしゃるならば、七十というところとかギラギラするから六十九・三にしておけというのじや、どうも筋が通らぬやうな気がする。これは皆川局長さん、七十カ月相当とおっしゃるのだから、七十カ月にできませんか。

○皆川政府委員 アップ率を月数に換算するといふ場合の考え方ですが、いろいろ方があるか、むづかしい問題があるかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、三十五年で横ばいにした結果、たまたま六十九・三という端数のついた数字になつたわけでございまして、初めから六十九・三カ月を目標にしてきめた数字ではないわけでございませう。したがって、その結果がおおむね妥當であればその辺がいんじやないか。かたがた、先ほどちよつと触れませんでしたけれども、これは年金の問題を取り上げますと非常に比較がむづかしくなつて、議論が混乱しがちでございますけれども、さういふ関係もありまして、あまり高いところを持つていくのはどうであらうかといううような配慮もあつたわけでございませう。

○大出委員 これは年金との比較論というのは知らないわけじやありません、皆さんの御意見の中にあることを。ありませんが、しかしこれは、本来は退職手当法は退職手当法であり、退職年金法は退職年金法なんです。だからそこをからませるのは筋が通らない、私に言わせれば。私は全くのしろうとでございますから、それでこまかい人事院の調査の中身をいたしておるわけじやないのです、どうもこの六十九・三というのはひっかかるんです。これは詳細の資料でも差し上げますからといって、あらためて御説明いただければいい

いんですけれども、皆さんのほうが法案しかお出しただいてないのですからわからぬのです。わからぬで納得しるというも、これは納得できません。ただ、ここで押し問答していても時間が過ぎいせんから先に進めます。

尾崎さん、この調査をされた中身というのは、ただ筋の筋合いのものでございすか。人事院の官民比較の調査の中身です。

○尾崎政府委員 調製しまして差し上げたいと思ひます。

○大出委員 それでは、それをいただいてひとつ検討させていただくことにしまして、先に進めます。

次に、公団、公庫、地方自治体など国がいろいろ人事交流が行なわれていく、その場合に、今度最終の雇用者が払うということになったわけですね、この法律は。たとえば公団に行けば、あるいは公社に行けば、公庫に行けば、そこでやめればそこが払う。向こうから今度こっちに来てこっちでやめればそこが払う、こういうふうになる。

天下りの問題が旧来からいろいろ問題になっておりまして、特に政務協組織の關係の皆さんなどにしまして、本来公社、公団、公庫等で育つてきた方が課長になろうといったって、天下りがばかっと入ってくるものだからなれない。これは窮状を聞いてみると、たいへん無理からぬことがある。私は、こういう天下りというのはやめてもらいたいんです。住宅公団なんか見ただけで、みんな官庁から課長クラスで行っちゃうんですね。

行つて何をやっていくかといへば、むしろ向いて自分の官庁の適当なことしかやらないんです。自分の本家のほうを向いてもを言つておつてこれこれの仕事をした、そうすると本家のほうで、おまえなかなかやつたから帰つてこいということになる。それを年じゅうやっているとですね。そういうことが本来私は間違いだと思つていて、うん、すけれども、また行かれた方々で公庫で今度おやめになるという方は、たいへん退職金が大きい

んですね。調べてみると、大体二千万見当の退職金になる。だから、こういうことになる、今度公庫のほうだつて財源措置に困つちゃう。下から上がつてきた一般の方とたいへんな違いがあるわけですからね、公庫なんかは。だから、そういうふざけたことがあるということは考えなければならぬ。その意味でこの辺は、今回そういうこととが、ひとはつきりさせておきたいと思つていのですが、この法案のよつてきたところ、そういうおそれがあると思うのですが、皆さんのほうでは、これはどういうふうにお考えですか。

○皆川政府委員 今回の改正案では、国の要請に應じて公庫のほうに参る、そういう方は、また再び国のほうに戻つてきてそこでやめになる。逆に公庫の要請に基づいて国家機関のほうに入つてくる、その方もまた公庫のほうに戻つておやめになるというのが原則になつておるわけでございます。したがつて、この改正によつて極端に負担がふえるということはないだろうと思ひますが、ただ公庫に在職しておられるうちに死亡なさるといふ場合には、これは公庫の負担になるといふこともあろうかと思ひますが、いづれにしても財政的な負担はそう急激な変化はないだろうと考えております。ただそれが、いま御指摘ありましたような人事の運用になることは好ましくないと思ひますので、そういう点はこの法律によつて促進されると考へておるわけでございます。

○大出委員 天下りの弊害は、つとに人事院あたりの大きな所管事項でもあるわけでありまして、指摘をされているところであります。この退職手当引き上げの問題等とからんでそういう天下りの弊害が強くなる、そういうおそれ、自治団体關係の組織なり、あるいは公団、公庫等の組織の側から強く指摘をされているところであります。これは人の配置でございすから、留意して氣をつけようということになれば防げるわけでありまして、物理的にいたし方のない問題じゃない。だから

らそういう意味で、この点は私は特に關係の機關において御配慮いただきたい、こういう氣持ちなうございまして、最近の傾向として、人事院のものの見方――まあ天下りを發表しておられますけれども、だんだん強くなる感じがするのですけれども、ことしあたりいかでございすか。

○佐藤(達)政府委員 強くなるとおっしゃられますが、引き締めが強くなくなつたふうにごらんいたされたかと思ひますが、前は非常に甘い甘いという御評判で、われわれがいぶん方々から御非難を受けた時代がございす。最近ではずっと引き締めてまいりまして、去年あたりは一番最低というところに来ましたけれども、これは引き締めたから最低ではないので、民間が不況だから最低になつたので、人事院の手柄じゃないという見方をされて、数の多い少ないは、どうも手柄の問題に關係ないといふことらしいのですけれども、ことはやはりちよつとふえておりますけれども、とにかく大物の輸出というものが、少なくとも次官級、外局長官という人はございせん。

○大出委員 私は、昨年より強くなつた、こう言つたのですけれども、強くなつたというのは、昨年よりふえたじゃないかといふことなんですけれども、人事院はたいへん善意に御解釈をなさいます。総裁はその辺の解釈は得意のところですから、まあ大目に見るといたしまして、ただ、こういうことになつてきたのでその心配が非常にあるという現実を、これは否定できません。そういう意味で、ぜひこれはひとつ、そういうことがふえていかないよう、そしてまじめにその職場で働いていられる人が課長にもなれないというふうなことになるようにしていくべきだと私は思ふのでございす。

そうでないと、職場自体がうまくいかない、仕事自体が能率的に進まない、こういうこととからみますから、その意味で国民に対する責任を負わなければならぬことになる。その意味で、ひとつ十分この辺の人事を担当される皆さんに御配慮いただきたい、これは総務長官いかがでございすか。

○坪川國務大臣 全く同感でございす。十分その面も配慮したい、こう考へております。

○大出委員 大体以上でございまして、以上の点、二つばかり、天下りを含めまして附帯決議という要望をいたしました、そこは理事会等いろいろ御相談をいたしておりますので、そちらのほうでまとめさせていただきます、また御協力いただきたい、こう思ふわけでございまして、幾つか申し上げましたが、どうかそこらところを、せつかく皆さんの努力の結果としてこの改正案が出されてきたわけでございますから、運用の面でひとつ十分御配慮をいただきますように最後にお願ひを申し上げまして、おほめをいただきますことに對しまして、御礼を申し上げまして終わりたいと思ひます。

○三原委員長 木下元二君。

○木下委員 今回の改正案によりまして、公務外の死亡によりまして退職した場合に、勤続年数によつて四條あるいはまた五條を適用されるということになります、このように四條もしくは五條というふうな適用に格差を設ける理由ですが、その理由はどこにあるのか、伺いたしたいと思います。

○皆川政府委員 退職手当のほうは、性格にいろいろ御意見があるかと思ひますが、現在の国家公務員の退職手当は、ただいまお話のありました公務外の死亡ばかりではなくて、そのほか一般的に永年勤続に對する報償の性格も強く持つておるわけでありまして、したがひまして、公務外で死亡された方々につきましても、現在の勤続退職などと同じように、勤続年限によつて差を設けておるわけでございます。

○木下委員 私が伺つておるのは、二十年以上二十五年未満のときは四條、二十五年以上のときは五條の適用があるということになるのですが、そういうふうな、その勤続年数の長短によつて、わずかの差によつて四條、五條の適用の差が生まれ

問題があるということであります。一年でも一カ月でも長く、せめて六十数歳までは働きたい、こういうのが公務員労働者の念願だと思います。ほかの職場、たとえば財務関係の職場などを調べてみますと、勲奨による退職平均年齢は六十五歳というところが出ております。税関の場合には、ほかの省庁と比較しましても若過ぎるように思うのですが、これはどうしてこういうふうに各省庁で格差が生まれるのか、その理由がよくわかりませんけれども、どうしてでしょうか。

○皆川政府委員 勲奨の年齢をどのくらいのとこに置こうかということは、それぞれの職場の職員構成の問題だとか職務の内容等、いろいろな角度から、人事担当の直接の責任者であるところの各省庁が、それぞれ慣行によっておきめになっておるわけでございます。したがって、一がい比較をすることはむずかしいかと思えます。官民比較という見地からすれば、将来の方向はともかくといたしまして、現在、極端に若い年齢だとは一がいに申し上げかねるかと思いますが、いずれにいたしましても、この点は、職場の人事構成なり職務の内容というふうなところから各省庁が定めておるわけでございます。

○木下委員 そうしますと、退職勲奨する対象者についての一律的な基準というものは、総理府のほうとしてはつくっていないということですか。

各省庁がいろいろ、職場の実態とか仕事の内容によって基準をつくっておるということで、画一的な基準というものはないということですか。

○皆川政府委員 総理府のほうでは画一的な基準はつくっておりません。ただ、その内容がはなはだしく当を失するようなものであれば、これは調整的な立場で御意見を申し上げることがあるかもしれないけれども、現在までのところ、そういう状況であるとは考えておりません。

○木下委員 そうしますと、ただいま一例として申したのですけれども、税関の職場は、ほかの職場に比べて年齢的に非常に若いのに退職勲奨が行なわれておる、そういう実態はよく御承知でしよ

うか。

○皆川政府委員 つぶさに承知しておるわけではございませんけれども、大体、民間の定年制度と比較をしてみても、あるいはそれより高いところにあるというのが一つの状況じゃないかと思っております。

○木下委員 そうしますと、各省によっていろいろ格差があったり、特にその格差が大きいということになると、これは公務員として平等の取り扱いがされるべきであるのに、そういうふうな不平等な扱いがされるという問題にもなってくると思っております。これは総理府のほうとしても一定の行政指導をされるべきではないかと思うのです。あるいはまた、不当な勧奨がされるというふうな場合もあり得ると思いますが、そういった場合においては、総理府としては、必要に応じて各省庁に対して指示をなさるわけですか。

○皆川政府委員 国家公務員の中でも、たとえば現業職員等につきましては、それぞれの職場における労働協約によって勧奨年齢を扱っておるわけでございます。これもかなり差がございます。一般の非現業の公務員につきましては、先ほど来申し上げましたように、各省庁の御判断、もちろんそれをおきめなさる場合には、職場の状況なり職場の意向というふうなものも参考にされておることであらうと思っております。したがって、そういう状況で運用していくのが、勧奨退職という制度からして適当ではないだろうか。法律で定年制度をつくるというふうなことになりますと別であらうかと思いますが、勧奨というふうな事実上の行為によって行なう場合には、やはり各省庁の御判断というものが優先されていいんじゃないだろうか。もしその中身が極端に問題があるというふうなことがかりにございますれば、そういう場合は一般にはないと思っております。ございませうれば、一つの制度の問題として考えなければならぬということも起こらうかと思いますが、現在のところはそういう心配もなからうかと考えております。

○木下委員 大体お考えはよくわかったのですが、しかし、たとえばいまの税関の場合など見まして、非常にほかの職場に比べて私は極端だと思ふのですが、極端にやはり若い年齢層に対して勧奨が行なわれておる。それで、そういう事実関係について調査をされたかどうかわかりませんけれども、もしそうだとすれば、こうした問題について、総理府として適当な指示をされるのかというふうなこともあつてしかるべきではなからうかと思ふのですが、そういった事実についてよく御調査をしていただきたい。このことを要望いたしておきます。

それから、公務員が公庫等に出向した場合の期間通算ですが、これはいろいろ問題もありましようけれども、まあ一定の改善になつておると思ひます。この規定は、公庫、公庫等の場合でなくて、当局の都合によつて、民間とか大学、あるいは海外等に出向する場合についても適用されるかどうか伺いたいと思ひます。

○皆川政府委員 民間に出向される場合、出向と言ふと語弊があるかもしれませんが、この扱いはなかなかむずかしいかと思ひます。民間といひましてもいろいろな性格がありましようけれども、その性格に基づいて、これが公務の遂行と大体同じような趣旨のものであるかどうかということが、一つの判断の基準にならうかと思ひます。一がいにはちよつとお答え申し上げにくいわけでございますが、そのほか外国に留学をするというふうな場合がございませう。これは御本人の勉強ということがあつて留学をされるわけでございますが、やはり公務の遂行をしている場合と同じように考えることにはちよつと難点があるんじゃないか、そういう角度から、ただいまのところこれを対象に取り上げておらないわけでございます。

○木下委員 海外の場合はどうですか。

○皆川政府委員 海外の派遣公務員でございますか。これは同じでございます。

○木下委員 そうしますと、民間の場合でも、公務に準じた場合は適用がある、こう聞いていいわけですね。

○皆川政府委員 民間という表現が公共機関以外というふうな考えます場合には、その中には準公的な機関も、いろいろ団体等もございますから、そういうものは場合によつては入つてくるかと思ひますが、純粹の民間との間の人事交流を前提とした、こういった措置は現在考えておらないわけでございます。

○木下委員 ただ、これは民間の場合であつても、本人が希望して民間に行くという場合には、これは当局のほうとしては休職扱いにしないかと思ふのです。いま民間ということが問題になつておるのは、当局の都合によつて民間に出向させる場合なんです。その場合は、各省庁の職務の内容と非常に深い関連があつて、結局はその公務のため民間に出向させる、こういう場合だと思ふのです。そうでなくて、本人の都合、本人の利益のために行く場合に休職によつて行くということについては、これはあり得ないことだと思ふのです。ですから、当局の都合によつて行かせる場合には、公務の場合であつても、あるいはその行き先が民間の場合であつても同じことだと思ふのです。その任命権者の都合により命によつて出向する場合については、公庫、公庫に行く場合であつても、あるいはほかの公務の場所に行く場合であつても、民間に行く場合であつても、適用に差があるというのはいささか不合理な感じがするんですが。

○皆川政府委員 休職の取り扱いが人事院のほうでしておられるわけでございますが、民間に休職の形で出向することはあまりないんじゃないかと私も思ひます。

いまお話のありましたように、この退職金の規定の通算をどの範囲まで広げたいだろうか、官民の人事交流まで前提にした非常に大幅なものにするかどうか、これは一つの大きな議論があるかと思ひます。ただ、純然たる民間と公務員の場合のそういう人事交流を前提にしたものにするというふうになりますと、公務員の任用の問題とかいろいろ出てまいりまして、議論がたいへん大

きくなるものですから、この今回の法案では、国家的な特殊な機関に限つてこれを通算するという措置にしたわけでございます。

○木下委員 人事院規則の「職員の身分保障」という十一の四というのがあります。これの第三条の規定がありますが、これによる休職の場合、つまり「学校、研究所、病院その他人事院の指定する公共施設において、その職員の職務に關連があるとして認められる学術に關する事項の調査、研究若しくは指導に従事する場合」、この場合に休職になる。この場合の扱いには、そうしますと、公庫、公庫に出向する場合の本法案の改正による通算が適用になるんじゃないでしょうか。

○皆川政府委員 個人が勉強のために海外あるいは国内において留学をするという場合の休職については、通算にならないという取り扱い案になつております。

○木下委員 そうしますと、私がいま読んだんですが、第三条一項の一号、この場合は適用になる場合もあるし、適用にならない場合もある、こういうことですか。

○渡辺(哲)政府委員 十一の四の第三条の第一項一号によりまして、この場合は休職にできることになつております。今回の法律の改正とは無関係に、従来から、休職で行つております場合には、退職手当については二分の一の通算をするというところで、現行全部そういうふうになつておりますので、この場合にはその二分の一の通算の規定が適用になるわけでございます。

○木下委員 そこで私がさっきから聞いていますんですが、現行の場合は二分の一、公庫、公庫に出向する場合は、本件の改正によつて全額通算、こういうことになるわけですから、そうすると、私がさっきから聞いていますのは、当局の都合によつて行かせる場合には、公庫、公庫に行かせる場合とどう違いがあるのか。同じことではないか。公庫、公庫の場合に全額通算するすれば、当局の都合によつて公務のために行かせる場合、この場合も全額通算すべきではなからうか、このことを

聞いているんですけれども。

○皆川政府委員 休職にはいろいろな事態があるわけでごさいます。従来は、病休であるとか、あるいはそういう自分が勉強したいための休職、いろいろな事態があるわけでありまして、この休職期間中は、公務、これに準ずる仕事を直接してないということ、そこに差をつけまして、ただししかし全然無関係ではないということで、二分の一の扱いをしているわけでごさいます。それを今度の公団、公庫の場合のように総合通算をするということもなかなかむずかしい。総合通算をするということも、外国の学校に行つて勉強しているという場合、なかなかその中に入れてくるのがむずかしい点もございまして、この点は対象にしないことにしたわけでごさいます。

○木下委員 いま私が言いました「職員的身分保障」の第三条による場合でも、本人が特に希望して、本人の勉学という意味も含めて、職務にも関連しているけれども、本人の勉学ということにも重点がある、こういう場合があると思うのです。そういう場合にも全額通算せよということ、これを私は言っておるのではなくて、そういう場合でなく、当局の一方的な都合によつて職務のために行かせるという場合もあると思うのです。どこそこの研究所に行つていろいろ研究をしてくるといふような場合があると思いますが、そういう場合は、公団、公庫の場合とあまり変わらぬのではないかと、こういう気が私はするのですが、ひとつこの点はよく研究課題として検討願いたいと思ひます。

時間がありませんので次に進みますが、労働組合の専従になつた場合はどういふ扱いになりますか。簡単に一言でけっこうです。

○皆川政府委員 専従の取り扱い従来どおりでございます。

○木下委員 退職金関係です。

○皆川政府委員 退職金につきましても従来と同じでございます。

○木下委員 ですから、退職金についてはどういふ扱いになつてゐるか。ゼロですね。

○皆川政府委員 そうです。

○木下委員 この点も結局、職務専念義務が免除になつて休職扱いになる。休職になりましても、国家公務員としての身分は保有したままで休職になつてゐるわけですね。したがつて、公務員の身分に伴ういろいろな制限、これは国公法上ありますね。そういうふうないろいろな制限に服してゐるわけですが、したがつて専従のときも、これは全額とはいわなくても相当な通算措置を講ずべき理由があるのではなからうか、こう思うのですが、どうでしょうか。

○皆川政府委員 この点は、一般の休職の場合ですと二分の一の通算、しかし専従の場合には全然ないということになつておりました。従来からいろいろ御議論のあつたところでございまして、やはりこれは本人の意思によりまして、別に公務の要請によつて行くわけでもございせんし、それから従事しておる職務が公務と直接関係はないわけでありまして、さらにまた、いわゆる組合と使用者との間の相互不干渉という原則からいたしまして、これに給与を支払ふことはもちろん非法法でございまして、したがつて、退職手当の面につきましても、そういう取り扱いをするのは好ましいことではあるまい、こういう判断に立つて従来のような措置がなされておつたと思つてゐます。今回につきましても、特にこれを変えるまでの必要はなからうという判断をいたしましたわけでごさいます。

○木下委員 その点は、休職になつて職務からはずれてしまつても、たとえば報酬を得ては働くわけにはいかないわけですね。これは国公法上の制限があります。あるいは信用失墜行為の禁止ですが、そういう条項の適用であるとか、いろいろな国公法上の身分に伴う制約があるわけですが、退職金の支給という点になると、これは普通の賃金とは少し違ふと思うのです。ノーワーク・ノーペイの原則は当然のことですけれども、退職金の

支給をする場合に、その公務員としての身分を保有してゐたわけですから、その期間の算定ということ、これは全期間全額というわけにはいかないといひましても、ある程度の算定は私としてはかゝるべきではなからうか、こういうふうな思ひますので、ひとつこの点も、時間の関係がありますのでこれ以上申しせんけれども、よく御検討をいただきたいと思います。

それから次の問題ですが、これも法制上の問題です。国公法の休職制度というのは、七十九条に規定がありますように、本人の意に反する休職制度であります。一身上のやむにやまれぬような事情による休職、たとえば先ほど話に出ましたけれども、教育を受けた、特に職務と関連のあるような教育を受けたというふうな場合もありましようし、そういう理由による休職については、法制度上きつめて不十分だと思つてゐます。

実は、こういうふうに申しますのは、これは名古屋税関で例があつたわけでありまして、本人がデンマークの国際国民大学に留学をして勉強したい、特に関税行政の変遷について研究をした、こういう気持ちがありまして、本人の希望による勉学の場合には、これまではある程度ゆるやかに扱われていたように聞いておるのですが、この人の場合には結局休職扱いになつたので、この点、これは制度上不利な問題があるわけでありまして、この点については総理府のほうとしてはどのようにお考えでしょう。本人の意による休職制度という問題です。これは立法論になるかも知れません。

○佐藤(通)政府委員 これは総理府の所管ではございせん。私のほうの所管でありますので、お忘れなくお願いしたいと思ひます。

いまおあげになりましたように、先ほど来お話しになつてゐる自己の勉学ということ、一つの動機としてはあり得るわけで、現在、制度的に休職として認めておるものについても、動機としては御本人の意思ということとは前提になる場合もありましよう。しかしながら、結局は役所のほうの都合

で、これこれのことを勉強してもらふことが役所の公務のために直接役に立つというところで、現在休職を認められておる者も、結局は役所のほうの都合で勉強してもらいたいという意思が表に立つてのことでありまして、本人の申し出によりという形にはならないわけですね。形はあくまでも役所側の都合ということになるわけでありまして、

いま例におあげになりました、Nさんという人だと思ひますが、これは私のところにも非常に切切たる手紙をよこされて、非常にまじめな方だと思つて、私はすみからすみまで読みました。読みましたけれども、結局これは、役所側の都合として、そのほうの勉強が直ちに役所のほうの欲しておる勉強であるかどうかということに尽きる。問題はそこに尽きるわけでありまして、したがつて、現在の制度では、その所管の大臣なり所管の責任者が、これは役所のほうとしてぜひ勉強してもらいたいという結論にならなければならぬことになつてゐるのです。ただし、それと別の問題として、何もかたくな休職のことばかり考える必要はないので、もう一つ、休暇とかなんとかそれに似たような制度がございまして、たとえばスクーリングの問題とか、あるいは看護婦さんが将来さらに自分の昇進のために勉強したいといふふうないろいろなケースもございまして、われわれとしては、そういう広い意味で、そつちのほうの問題として現在検討いたしておるわけですね。

○木下委員 実は私のほうからも、その看護婦さんの問題とか、いまのスクーリングの問題をお尋ねしたいと思つておつたのですけれども、言われましたので、ひとつそういう点についても十分お考えいただいて、人事院の規則をひとつお考えいだきたいと思ひます。特に、憲法二十六条が保障しております国民がひとしく教育を受けると権利、これは公務員としても当然保障されておると思ひますので、公務員の立場に立つてそういう制度を改善していただきたい、このことを要望しまして、次の問題に移ります。

定員外職員ですけれども、これは相当数いるようでありまして、その実態は総理府のほうは御存じでしょうか。おおよそでけっこうです。

○皆川政府委員 御案内のように、定員外の職員については、昭和三十六年でしたかに、定数化をするという措置になっておりまして、その後そういう職員をなるべく置かないようにという方針になっておられるかと思いますが、私のほうで、現在の程度の実態であるか、いま手元に資料を持っております。

○木下委員 私の手元にある資料によりますと、昭和四十四年七月で約八万二千余り定員外職員がいるということでありまして、これは特に文部省関係、中でも大学関係に多いようであります。

したがってこれは、いろいろ法的な問題がありまして、きょうは時間もありませんし、文部省設置法の質疑のときにお尋ねしたいと思うのですが、ここで尋ねしておきたいことは、この定員外職員の雇用形態、これは一体どういうものでしょう。簡単にけっこうです。

○皆川政府委員 定員外職員の雇用形態は、いろいろな形があるかと思ひます。大体大きく分けますと、従来いわゆる定数化措置の対象になつたような、ほとんど常勤の職員に近いような形のもの、これは給与も普通の者と違つた特別な予算のほうから支給をされておられるわけですが、そういう常勤に近い形のもの、あるいは季節的なものもあるかと思ひます。全くの日々その必要に応じて雇用するといういろいろな形があるかと思ひます。

○木下委員 いろいろあるかも知れませんが、一番多くて、そして労働組合なんかも問題にしておるのは、仕事の内容そのものは一般の職員と変わらないにせよ常勤化された職員、仕事そのものは全く同じことをやっている、こういう職員なんです。仕事そのものは全く同じだけれども、雇用の形が非常に特徴がある、日々雇入れという形式をとっておる、これを御存じですか。

○皆川政府委員 そういう方もおられるかと思ひます。

○木下委員 日々雇入れという形式をとつていて、更新をずっと繰り返していくけれども、いわゆる年度内雇用ということとで三月の末にはもう更新を打ち切るというふうな雇用の形ですね。ここに辞令があるのですけれども、任期は一日とする、ただし任命権者が別段の措置をしない限り、三月三十日まで任用を日々更新し、以後更新しない、こういうふうな形式をとつておられる場合が非常に多いようですよ。その点は御承知でしょうか。

○皆川政府委員 そういう形式の雇用もあるかと思ひます。

○木下委員 いや、中にこういう形式があるということではなくて、大半がこういう形式ではないのですか。

○皆川政府委員 これは、全部がそういうような形式であるかどうか、私も禁令の形を見たことがありませんのでわかりませんが、かなりの数の方がそういう形式をとつておられるのじやないかと思ひます。

○木下委員 そこで伺いたいのは、私がいま言いましたような、日々雇入れ、そして年度内の更新というふうな形式をとつておられる法律上の根拠ですね、これはあるのでしょうか。あるかないか。

○佐藤（憲）政府委員 おそらくこの問題の焦点は、いまちょっとお触れになりましたように、本質的には非常勤職員の法的性格のもとに雇入れられながら、実際上は常勤と同じような仕事をしている人の扱いの問題である。それはもうかねがね問題になっておるところでございまして、これは本来は行政官庁の所管かもしれない、われわれの直接の所管ではないと思ひますけれども、私どももしょうちゅう引き合いに出されてこつていう場で説明されておりますので、いづれも申し上げておるのでありますけれども、結局、定員そのものの問題であることは申すまでもないわけですね。ただ、その処遇の問題になりますと、これはわれわれのほうの関係になりますものと

ですから、一言申し上げるわけです。

私どもとしては、非常勤職員というワケがありますから、そのワケを超越して常勤と同じように扱うということができないことは、制度がありまう以上はもう当然であります。われわれはそのワケの中ではできるだけの優遇措置を講じてきております。一言申し上げればそういうことです。ことに、公務災害補償の場合には、たつた一日雇入れの方がけがをされましたも、常勤職員と同じ恩恵を受けるわけでございます。そういうこともあるということを申し上げさせていただきます。

○木下委員 いろいろ先回りされて優遇措置のこととを言われたのですが、私が聞いているのは、法律の根拠がこの制度についてあるかどうかということとを聞いています。その点はどうかでしょうか。

○渡辺（哲）政府委員 非常勤職員の任用につきましては、雇用の形式は、いまお話の出ました日々雇用の場合と、一定の期間の中に四分の三の時間を制限いたしまして雇用するという、二とおりがございまして、日々雇用の場合には、通例は、いま御指摘のございましたように、何月何日までは何も措置しない場合は日々更新するというような形になっておりますが、それは通常、法形式的には別にそれ期限はないわけでございますけれども、現在、閣議了解がございまして、その了解の線で一応一年という了解事項がございまして、それに基づいて、現在そういうような三月三十一日という辞令が多いということになっておるのでございます。

○木下委員 そうしますと、結局、閣議の了解に基づいてそういうふうな制度がつくられ運用されておるといふことですね。法律上の根拠というものは特になんか、こういうことでしょうか。特殊な任用については、たとえば国公法の五十九条に条件つき任用というのがあり、あるいは臨時の任用については六十条があります。特に臨時の任用については六十条でございまして、私は思うのですが、それ以外の、こういう特殊な、年度内の

更新を継続する日々雇入れといった雇用形態で雇用をできるという、そういう法的な根拠というものはないかと思ひます。結局、法的根拠なくして閣議の決定に基づいて通達行政で運用されておる、こういう実態でございましてね。

○渡辺（哲）政府委員 非常勤の期限をどういうふうにするかという問題は、確かに法規定上はございせん。したがって実行上は、現在、閣議了解の線に基づいて運営がなされておることになっておるわけでございます。

○木下委員 いま申しますように、こういう特殊な雇用形態については、特に法的根拠が私には必要だと思ひます。そのことは、六十条にもはつきりと臨時の任用についてうたつておる点からも明らかであります。私はこの点はきわめて失当であると思ひますが、特にその点は、もう時間がありませんので申しせんけれども、さつきから言つておりますように、形は日々雇入れというふうな形をとつても、実際上はこれは雇用が継続しておるわけですよ。これはもうどこから見ましても、社会通念上見ましても、雇用はずっと継続しておる。毎日毎日雇入れなんというものでなくして、一般の職員と同じように、同じ仕事についてずっとやつておるわけですよ。しかも年度がかわつても継続してずっと働いておるわけですよ。ところがこの場合は、さつきも申しましたように、年度内雇用ということで、年度末が来ますと一日だけ空白期間を置く。さつき私が読みましたように、三月三十日まで任用の更新をするというふうな、そういう形式になっておられて、三月三十日まで毎日毎日雇用を更新してやつてきて、三月三十一日はばつと一日空白をつくつて、そして四月一日、新年度からまた日々雇用をやる。非常に私は、小細工を弄するやうな、まさに三百代言的な取り扱ひだと思ひます。こういう処理はもうきつちり私はやめていただきたいと思ひます。そのことを強く要望いたしまして、次の問題に移ります。

関連した問題であります。定員外職員の仕事

が定員内職員と変わらない、しかるに定員外という事で退職金は半分。附則によりまして、百分の五十、半分ということになっておる。しかもこれは年度内雇用ということ、そのつど退職金をもらつておる。きつめてこれは実態にそぐわない不合理なものだと思ふのですが、当然これは定員内職員と同様の扱いをすべきだ。特に年度内雇用というふうな形式をやめるべきだ、こういうふうには私は考えます。この点についての所見を伺いたいと思ふのです。

○皆川政府委員 退職のつど支給をいたしております。

○木下委員 この問題について、私が要望したところに沿つてお考えいただくか、あるいは検討していただくかと思ふのですが、退職のつど支給している、そういう制度がおかしいのではないか。これはもうずっと実態として雇用が継続しておるのに、ほんとうに退職してないのに退職金を支給する。年度がかわつてその時点で退職金を支給する、こういうばかな話はないでしょう。そういうことを改める考えはないのかどうか聞いています。

○皆川政府委員 雇用の実態は、いまお話になりましたように、継続しているに近しいということかもしれませんが、退職金の性質上、やはり退職になれば支給するというたてまえになつておりますので、まあ退職金のほうからいくのか、あるいは雇用の実態を改めることになるのか、いろいろ定員その他の問題でむづかしい点もあるかと思ひますが、一がいこの退職法のほうからだけこれを取り扱うというのはなかなかむづかしい点があるかと思つております。

○木下委員 そうしますと、もう雇用は継続しているけれども、いま言われたように、定員内の場合とほとんど変わらない。ということは、雇用は継続しているけれども、形の上で退職金は支給するのだ、こういう見解のようであります。非常に不合理なことです。そうでしょ。違いますか。

○皆川政府委員 雇用が継続していないために退職金を支給するという事であります。

○木下委員 その点については、これは論議をしましても、時間が来ましたので終わりますが、ひとつもう少しこの問題の実態に即した御検討をいただきたい。特にこれはもう、労働法に照らして考えましても、雇用は継続しているのです。この点は、人事院のほうでもさつき言われましたけれども、人事院のほうでも、そういうふうな日々雇入れという形では処理していない。そういう処理ができないわけですから、これは公務員の場合で、民間の場合でも共通しておりますので、幾らそういう日々雇入れというふうな形をとつても、実態として見た場合には、これは労働関係というのには継続しているわけなんです。継続しているのに退職金だけは年度ごとに支給する、こういう不合理なことを国がやるという事は、私は納得できません。また機会を改めてこの点について詳しく質問することを申しまして、終わりたいと思ひます。

○三原委員長 鈴切康雄君。

○鈴切委員 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を審議しているわけでありましても、これは長い間久しく要望されてきた問題であるだけに、私は非常に前向きでいいと思つておるわけですが、それに伴つて、やはり不均衡があつてはならないという原則に立たなければならぬと思ふのでありますが、そもそも民間企業の退職手当というものの性格についてはどのように認識をされておりますか。まずその点について伺ひましよう。

○皆川政府委員 民間企業の退職金の性格につきましては、功績報償説、あるいは賃金のおと払い説、あるいは生活の保障説等いろいろございまして、必ずしもはっきりした定説的なものはまだ確立されていないけれども、国家公務員等の退職手当についても、まあ大体同じようなことであらうかと思ひます。

○鈴切委員 功績報償説、退職金をもって在職中の功績に対する報償であるという考え方、賃金のおと払い説、労働者が在職中当然受けるべき賃金部分を退職した際に受け取るにすぎないという考え方。生活保障説というものは、退職後における生活を保障するために支払われる給与であるという考え方でありましても、労使の関係においてはどういうふうな考え方に立っているか。その点について……

○皆川政府委員 これは年金等と違ひまして、使用者が一方的に負担するものでございまして、労使間でどのような認識をされておられるか、これは学説が区々としておりますように、必ずしも一致していないかもしれません。どちらかといへば、やはり勤続報償的な性格が公務員の場合には強いのではないかとこのように考えております。

○鈴切委員 公務員の退職手当の性格については、民間の退職金と同様な考え方によって若干条件を付すという、そういう考え方に立っていると思ふのですけれども、民間企業との対比ということから考へて、公務員の場合のいわゆる退職金というものをどのように性格づけられたか。その点について……

○皆川政府委員 先ほども申し上げましたが、民間企業と退職手当の性格がそれほど変わるべきものとも考えません。ただ、現在の国家公務員の退職手当のいろいろな内容を見ますと、勤続報償的なウェイトが強く置かれていよう感じが持つておるわけでございます。

○鈴切委員 国家公務員の退職手当の性格というものは、私はむしろ、労働権とか政治的活動、服務規律等のいわゆる性格というものがあつた中においての退職金というものを考へていかなければならぬということ、私はやはり、民間との対比というふうなことから、その点が違つてくるのではないか、こう思つておるわけですが、法案の前身について少し伺ひたいします。

この第一にありますが公務外の死亡にかかる退職手当を、二十年以上二十五年未満においては第四

条、二十五年以上においては第五條としたその理由は、どういふところにありますか。また、二十年未満は公務外死亡については救済がでない、いわゆる第三條適用になつておりますが、これを何らかの方法によつて救済する方法はないか。その点について……

○皆川政府委員 公務外の死亡の場合に、従来は自主的な退職と同じ扱いにいたしておつたわけでありまが、實際上の問題としていろいろなケースが出てまいりまして、たとえば公務上の傷病とどういふような区別があるのか、その認定にあたりましていろいろな問題が出てまいります。あるいは、長年勤続された方が死亡されるような場合は、前に公務上でけがをしておつたとか、あるいは非常に過酷な勤務が重なつた長い間の公務上の勤務というものと何らかの意味の関係が多くなつてくる場合が普通でございます。そういう意味におきまして、もしこの方が、そういう病氣になつて死亡されない場合には、勤続退職というふうな制度に乗つておやめになるのが普通であります。そういうものの均衡をはかりまして、二十年以上、二十五年以上、それぞれのランクごとに勤続退職に準じた扱いをすることにいたしましたわけでございます。

ただ、二十年未満で公務外の死亡をされた場合、この点につきましては、実は年限を区切りますと常に起こる問題でございますけれども、二十年でよくて十八年、九年でなせ悪いかということいろいろ議論があるかと思ひますが、どこかで年限を区切らなければならぬので、この点は従来からとつております勤続退職の二十年という区切りをとつたわけでございます。

○鈴切委員 二十年とか二十五年ということでありまが、実際に十八年あるいは十九年ということになりますと、いまも言ったように、第三條適用ということになるわけでありまして、その点について私は、年限については、十分納得のいく年限まで適用をするという考え方のほうが今後正しいのではないか。わずか一年でそういう適

用が受けられないということになるとすれば、それは全く十八年、十九年もつとめていながら実際に恩恵を受けることはできないわけですから、そういう点については、もう少しだけれども納得できるような方向に進んでいくほうがいいんじゃないかと思うわけでありませうけれども。

三条、四条、五条はそれぞれ退職のしかたについて規定しておりますけれども、それぞれの支給率の算出の根拠はどういうふうになっておりますか。

○皆川政府委員 これは長い間の積み上げによりまして、だんだんと固まってきたものでございまして、大体において官民比較というものを基礎にしながら、勧奨退職、あるいは国家公務員の場合の勤続報償的な性格を加えまして現在の各制度になつておるわけでございます。

○鈴切委員 第二番目の、公庫に出向した職員の手当のことでございますけれども、公庫等に出向した職員については、一つは公務員でありながら休職をして公庫に行く場合、また勧奨退職によってやめて公庫に行く場合と、自分の都合で退職して行く場合と、大体三通りのケースに分かれるのではないかと思いますけれども、公務員でありながら休職して公庫に行く場合は、休職期間は半分の計算で従前はあったわけでありませうが、勧奨退職は、一度公務員として退職金をもらい、公庫でもらうということ、通算計算でなくなつていたものを通算するということになりませうけれども、すでに旧法によつて通算計算でなくなつて出向している、そういう方々に対しては、たとえば半年間くらいでたいへんな格差が出てしまふというような状態については、どのような配慮をなさるか、またそれについての見解をお聞かせいたします。

○皆川政府委員 現在すでに国家公務員を最終的に御退職になった方は、これは別でございますけれども、かつて公庫等に出向されて一時退職金をお受けになつたけれども、いままた国家公務員でおられるというような方々については、附則で経過措置を設けまして、前にいただいた退職金は一種の内払い的なものであると考えまして、再計算をし直す。ただ、支給を受けた退職金については、一定の利子をつけてそれを控除して最終的な退職金を払う、こういう規定を附則へ入れておきます。

○鈴切委員 世上にいわれる天下り問題が非常に話題になっておりますけれども、高級公務員、いわゆる指定職が公庫に行った場合は、通算期間に組み込まれるのでしょうか。その点について……

○皆川政府委員 公庫の役員として行かれる場合は、これは対象外でございます。したがって退職金はここで打ち切ることになっております。

○鈴切委員 高級公務員が公庫役員で行く場合は、公務員の退職手当によつて清算されるといういまのお話でありませうけれども、こういうことがあるかどうかわかりませんが、職員として行つて一年ぐらゐで役員になった場合は、どういふふうになりませうか。

○皆川政府委員 先ほども申し上げましたように、公庫へ出向する場合には再び国のほうへ帰つてくる、こういう要請を受けていくわけでございますから、原則としてそういうことはないと考えております。

○鈴切委員 公務員でありながら休職して公庫に行く、そしてまた勧奨退職によつてやめて公庫に行くという場合に、A公庫に行った、次にBの公庫に行った、その場合には、公務員としての期間はAとの関係を、Bでは通算の措置をとるのかどうか。この点について……

○皆川政府委員 公庫と国との間の人事の取り扱い、そういうようなことはあまりないだろうと思ひますけれども、かりにあった場合にどういふことになるかと申しますと、この公庫相互間において国と同じような通算規定がお互いにあるれば、この制度のつてくるわけでございます。なければ、のらないということでございます。

○鈴切委員 非常に少ない例ではあると思いますが、その点についても、やはりはっきりある程度の見解というものをしておきませんと、いま私が申し上げましたように、A公庫へ行つた、次にB公庫へ行つたときに、公務員としての期間、Aとの関係をBでは通算するかどうかという問題がやはり起こってくるのじゃないか、このように思ふわけですから、その点もやはりはっきりしておいていただきたいと思ひます。

次に、公務員からAの公庫へ行つて、さらに要請されてBの公庫へ行つて公務員に戻つた場合は、A、Bともに通算されるのか。この点について……

○皆川政府委員 それは、A、Bの公庫同士で通算規定があれば——もちろん、AとBそれぞれ国との通算規定があればという前提でございますけれども、あれば通算になります。なければならぬということでございます。

○鈴切委員 勧奨を受けて退職した者については、勤続期間が二十年未満は、特例としての退職手当の増額措置の適用から除外をされておるわけですが、その理由。それについては、附帯決議をして、何らかのあれで十分に今後措置をするようにということであつたわけでございますが、その点について少し伺いたいと思ひます。

○皆川政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、現在の調査段階におきましては、はなはだしい格差がないということ、今回は措置をいたさなかつたのでございまして、将来、検討課題にしていきたいと思ひます。

○鈴切委員 勧奨退職者等について百分の百二十を増額した理由というものは、どういふことでありませうか。

○皆川政府委員 これは、民間の定年扱いの退職の場合におきましては、民間の定年扱いは、これは大体永年勤続的な性格のものが多くございまして、それが、そういう加算金を考慮いたしますと約二〇％程度差があるということで、これを改善の対象にしたわけでございます。

○鈴切委員 勧奨退職者に対する退職手当の中に「当分の間」というあれが入つておりますね。「法第三条から第五条までの規定により計算した額に百分の百二十を乗じて得た額の退職手当を支給すること」とあるが、「当分の間」というのはどのくらいの期間を意味しておるのでしょうか。

○皆川政府委員 これははっきりした目安をたてては申上げることができないのでありますが、考え方としては、民間の退職金の動向がどういふふうに変つていきますか、定年の延長の問題とかいろいろございまして、あるいは雇用の流動性というふうな問題も変わつてきつておりますので、そういうことを一方では考えております。また同時に、公務員の職員構成、年齢構成の変化というものをながらこの期間を考えていきたいということでありまして、はっきりといまどの年数を考えておるかというところは、ちよつと申し上げかねる状況でございます。

○鈴切委員 公務員が多くなつたのは、昭和二十三年から二十四年ぐらゐの、復員をされてきた方が就職をされたというときで、実際には年齢のわりあいに地位というものは低いし、在職期間も短い。それが実はもう肩たたきという、そういう年齢にきておるわけでありませう。そういうものを含めていわゆる「当分の間」というふうなお考えもあつたのかどうか、それについて伺ひたいと思ひます。

○皆川政府委員 お話のように、試験制度が始まりましてから正規の試験で採用された方と、戦後いわゆる中途採用の形で入つてこられた方々の中に、退職金を計算します場合に若干の差がございませう。そういう問題も頭の中に置きまして当分の間、いわゆる試験採用の方がおやめになるということが多いものでございませうから、こういう措置を講じ、状況を見ながら将来また考えていきたいというふうにお考えしております。

○鈴切委員 いまのあなたのほうのお考え方も含めまして、「当分の間」というのは、そういう者

の整理ができるということになりますと、一応は十年ぐらいいふふなことも考えられるわけですし、また聞くところによると、そういうふうな考え方もあるやに承っておりますが、この「当分の間」というのは、十年を目ざしておるものであるか、そういうふうなことにいつてちよつとお伺いしておきたい。

○皆川政府委員 これは職員構成のほうから見ますと、そういう一つのめども出てようかと思ひますが、先ほど申しましたように、民間との比較という問題も片つ方にありますので、十年ということに一応考えることがいかどうかは、ちよつと断定できかねる状況でございます。

○鈴切委員 最後に総務長官にお伺いいたしますけれども、何と申しても、国家公務員の給与、あるいは退職手当等も、すべてこれは国家百年の大計に基づいてたいへんに大切な問題だと私は思うわけでありまして、そういう点について、退職された方々が十分に納得いくような状態、そしてまた民間対比についても、決して格差がないというような方向に今後十分検討されたいと思うのですが、その点について最終的に伺いたい。

○坪川国務大臣 御指摘になりましたごとく、国家公務員は、国益に関する重要な行政のそれぞれの責任者として事務の推進をはかっていたたかなければならぬ大事な各員ばかりでございます。したがって、これら国家公務員に對しますところの給与、あるいは退職金その他に関連する大計というものは、非常に重要な問題でもございます。政府といたしましては誠意をもち、それぞれ人事院のほうにおいて勧告されましたそれを踏まえながら、そんなくいたしなから、これに対する配慮をいたしたい。その他に関連いたしました考えを基礎に置きながら、公務員の行政指導、給与指導に当たりたい、こう考えております。

○鈴切委員 さきに同僚議員がいろいろ基本的な問題をこまかい点については質問しましたので、

重複は避けまして、これで質問を終ります。

○三原委員長 受田新吉君。

○受田委員 時間切れが迫っておりますので、簡明に答へ願います。私は、これは公務員に非常にサビスするような形の法案であります。問題点が幾つものところがございますので、そのポイントだけつきます。

国家公務員がやめていく場合に、退職手当と退職年金の二つの退職法の処遇の問題があるのですが、民間給与との比較という立場から、今回も二割アップを勧奨退職者に支給しようという法の趣旨であります。ところが民間の退職年金のほうは、これはやはり調査をやっておられると思うのですけれども、比較検討される資料としてどういうふうな受けとめておられるのか、長官と総裁と両方から御答弁を願います。

○坪川国務大臣 いま先生御指摘になりましたごとく、年金のほうは大蔵省がいたしており、私のほうは退職金、給与のほうを所掌いたしております。御承知のとおりでございます。これに関連いたしまして、共済組合は、恩給と退職手当のうちに、国の一方的負担による給付でないこと。また、総合調整という見地からも、特に問題があるとは認められないこと等によって現行のように定められているいきさつは、御承知のとおりでございます。そうした観点で、私のほうは私のほうとしてこれを所掌しておるということでございます。

○受田委員 退職手当と退職年金、双方担当のセクシオンが違つておる、ここに一つ問題があると思うのです。人事院の勧告をすなおに受け入れる体制としては、総理府が人事局を持っている以上は、退職年金の問題も当然そこで一括して退職手当とともに担当してもらうべき性質のものだと思ふのです。恩給法は総理府が担当する、それから共済組合は大蔵省が担当するということ、同じ国家公務員でそこが分かれておるのは非常に不便である。そのバランスがくずれる危険もある。

行政事務を円滑に遂行する上においても、総理府の中に共済組合の担当官を置いて、そこで一括処理されるのが適切であると思うが、国務大臣としての認識はどうなのか、御答弁を願います。

○坪川国務大臣 国家公務員の退職手当については、総理府がこれを所掌し、人事院は国家公務員法の規定に基づいて、法令の制定または改廃に關し意見があるときは、その意見を国会及び内閣に同時に申し出なければならぬことになっております。退職手当については、人事院が国会及び内閣に對し意見の申し出を行なうということであれば、総理府としては、これを受けて慎重に検討するということになっておる次第であります。

○受田委員 お尋ねしている点は、長官、あなたの方で退職手当も退職年金も一括担当すべきである。その点について、長官のような非常に愛情のある強力な閣僚が、この際まとめられるほうがいいと思うのです。

○坪川国務大臣 この問題については、いろいろと意見がかわされていく問題であることも私は承知いたしております。退職公務員の恩給及び退職手当については総理府が所掌し、また退職年金は共済組合を通して大蔵省が所掌している現状であります。昭和四十年に総理府人事局が設置されました当時、その所掌事務については、各行政機関が行なう人事管理に関する方針あるいは計画等の総合調整を行なうという見地から検討がなされ、その際、共済組合は、恩給と退職手当のようにな国の一方的負担にかかわる給付でないこと、また総合調整という見地から特に問題があるとは認められないこと等によりまして、現行のようになり定めておられるといういきさつは、御承知のとおりであります。しかし、今後、実際問題が生じないよう、大蔵省とはひとつ十分連絡をとりまして、調整をはかってまいりたいという考えでございます。

○受田委員 恩給法の適用を受ける者も納付金をやっているわけです。国の一方的な負担じゃないのです。その系列においては、大体同じような形で本人も負担があるのです。共済組合法の適用を受ける人も、恩給法の適用を受ける人も、国が全部負担しているわけではないという意味においては同列であるということ、人事局ができた当時の行きがかりも十分検討した上で、このあたりで大蔵省の担当官を総務長官の配下に置いて、一括して公務員の退職者の処遇を検討する、そしてこれを実施に移す。当然検討をやられていいと思うのです。それは長官の手元へ置いたほうがよほど一括してバランスがとれますね。そうですね。

○坪川国務大臣 御指摘のとおり、そうした調整あるいはバランス等も考えますときに、十分私は検討の価値がある、こう考えておりますので、今後前向きな姿勢で取り組みたい、こう考えております。

○受田委員 名答弁です。そういう方向で処理していただきたい。大蔵省がこへ来られなくても長官で一括処理できるように、内閣委員会の権威において非常にいい答弁をいただきました。

もう一つ、人事院総裁、公務員の退職金については意見の申し出ができるように法第二十三条にある。また退職年金については百八条に勧告権がある。ところがその勧告権は共済組合の規定の中へ陥没して死文化しておる。これは御満足ですか。

○佐藤(達)政府委員 実質はやはり共済組合制度の中で生きておるといふ前提でわれわれ考えておりますから、決して死文ではないというふうに考えております。

○受田委員 事実上総裁は勧告できないですね。事実上勧告権を共済組合へ転移したようなところ、なければならぬ。これは御満足ですか。

○佐藤(達)政府委員 実際上共済組合制度の中にこれが入っているだけで、実質的には公務員をやめた者に対する年金制度としては変わりがないわけでありまして、われわれのほうにもそれに対する勧告権はある、その点は変わりはないというふうに考えております。

○受田委員 そうすると、現実に勧告していただくか。百八条の発動をすることができませんか。

○佐藤(達)政府委員 最近昭和二十八年に勧告を申し上げたケースがございます。それ以後、現実には勧告を申し上げた実例はございません。しかしわれわれは、やはり勧告権はあるという前提に立って、かねがね調査研究はしておるというところでございます。

○受田委員 大蔵省にまかせきりの危険があると私は思うのです。人事院が人事院独自の実態調査によりまして堂々と勧告していく、これが本筋である。本筋が枝のほうで処理されるような危険が現にあるわけですね。本筋に返れ、本立って道生ずということがあるわけですが、本に返れ、人事院の権威のために、私は人事院総裁の明言をいただきたいと思っております。

○佐藤(達)政府委員 前にも同一趣旨の御激励を受田委員から承っております。ただいままた重ねておことばをお伺いいたしまして、さらに奮起したいと思っております。

○受田委員 もう一つ退職金の意見の申し出でございますが、人事院は申し出をどのような形でされておりますか。民間が二割アップまで来たというところについて、どういう形で意見の申し出がされたか御答弁願いたい。

○佐藤(達)政府委員 いまの退職手当の関係では、これは実は実態調査も私のほうで御依頼によつてやったというふうなことで、人事局とは非常に緊密な連携をとりながら協力関係をやつてきておりますので、表立って意見書の提出というところまで、そういうやばなことをやらぬでも目的を完全に達したということでお役に立ったと思っております。

○受田委員 二割アップまで待たなくて、一割アップの程度で去年おとしごろに二割の過程で処置すべきではなかったか。これは総理府の御答弁をいただきたい。

○皆川政府委員 お話のようなこと、いまになって考えればそういう気がいたさないわけでもありませんが、当時、民間の定年加算の取り扱いがよくわからなかったもので、最近になってそういう実態をつかまえたので、この措置をしたわけでございます。今後は十分ひとつづつ気をつけてまいりたいと思っております。

○受田委員 これは二割アップまで待たなくて、途中で一割アップのときも処置すべきだったことについては反省がございまして、改むるにはばかるなかれでございまして、今後さらに一割アップ程度の実態が出れば、一割程度から措置をするのか、また二割程度まで待つのか、今後の法改正に対する心がけを御答弁願いたい。

○皆川政府委員 どの程度ということは別といたしまして、これから先、民間の給与、退職金はどういう水準で推移していくのか、これは十分関心をもつて注意してまいりたいと思っております。

○受田委員 ここで問題があるのは民間の退職年金のほうですが、企業年金あるいは厚生年金、こういう方面は民間がまだ体系化されていない点が多いと思っております。それについて、国家公務員はこまめにきたのだということ、民間に一つの目標を置かすことにもなると思うのですが、実態調査をされた人事院としては、民間との比較検討の上で、この退職年金の扱いを民間をリードしていくという精神で処理すべきか。民間とバランスをとるということになれば、逆に公務員のほうが押される危険もあるわけで、そういう問題について、人事院総裁としてはどうお考えになつておるか、御答弁願います。

○佐藤(達)政府委員 これは年金のほうになりますと、なかなかむずかしい問題であると思っております。私も、この退職手当に関連して民間調査をやつてまいりますと、たいてい年金制度とのからみ合いがあつて、退職手当が年金のほうへしよわされておつたり、年金分が退職手当にしよわされておつたり、実態そのものもいろんな見方ができるくらいでございます。またそのやり方等

もまだ千差万別で、どうも定型的なものがつかめないという感触を持っております。したがって、民間のほうを基礎にして材料を整えるということとはなかなかむずかしいのじゃないか、私はしるうとなりにそういう考え方を持っておりますが、それではリード型で乗り出せということにお話がいふわけですね。これはよほど慎重に考えまさんと、二日制もリード型、これもリード型、だいたいブリード型がたぐさまいますので、その間にはおのずから軽重の差を設けて臨みたいと思っております。

○受田委員 部分的な問題で、二指摘したい点があるのですが、恩給法の改正案の中に、今回、準訓導その他、正規職員でなくて準ずる職員の恩給通算期間を定める見ることになりましたね。これは非常に前進だと思つております。つまり正規職員でなかった、過去には二分の一にしか通算しなかった職員を定める通算するということ恩給の算定基礎を明確に法律にうたいました。

ところが、さつき木下さんも提案しておりました林野庁の常勤作業職員、あるいは文部省にもその他のにも同様の職種があるわけですが、雇用形態が一年ごとに切りかえられていくという日給月給方式の常勤作業員が林野庁にはたくさんいらっしゃる。そういう職員の取り扱いがどうあるべきかについては、昭和四十六年に政府で、国有林野職員の処遇改善に際して、政府関係省庁の統一見解というものがすでに出ておる。四十六年四月十三日、「国有林野事業の基幹的な作業員は、その雇用および勤務の態様からすれば、長期の継続勤務となつておること等、常勤の職員に類似している面があるものと見做される。しかしながら、これらの基幹的な作業員を制度的に常勤の職員とするにとつては、国家公務員の体系にかかわる仲々困難な問題でもあるので慎重に検討して参りたい」という統一見解が出ておる。この統一見解から二年たつて、どのように制度改正の上に熱心に取り組んでいくのか。ずっと勤続しておるわけでございますから、その勤務の形態からいへば、た

とえ一年ごとに切りかえたとしても、準訓導を定める通算したという恩給法の改正の精神からいへば、ずっと勤務しておる以上は、たとえ勤務の途中で退職、そして再雇用という形があつたにしても、通算という勤務になつておることは間違いないのですが、国家公務員の体系の上でこの問題の解決は、このあたりでしていいと思つております。これは非常に大事な問題だと思つておるもので、このあたりで制度化に踏み切る時期にきておるのではないかと、いかがでしょうか。

○皆川政府委員 これはお話のように、広く公務員の制度の問題に関連いたしますので、林野庁が主体になりましていろいろ検討をしておるわけでございます。私のほうでは、それを退職手当のほうでどういうふうな受けとめるかということになるわけでございまして、先ほども申し上げましたように、雇用の制度というものがあつてそれを退職手当で受けるわけでございますが、こちらだけでその制度を引っぱつていくということがなかなかむずかしいわけでございます。いまお話のありました恩給の場合と退職金の場合は、若干また違つた要素があるかと思つておるわけでありまして、退職のつど支給をするというのがたまえになつておるのですが、その前提をとりながら、いかにしてそれだけの処遇をしようかということが当面こちらの課題であらうかと思つておるが、お話にありましたように、現在のところでは、まだ基本的な検討を積んでいないために、形式的な退職のつど、退職手当法の規定によつて退職手当を支給している場合が多いわけでございます。

○受田委員 これはあまり月日をけみしてはいけなかつたと思つておる。そこに勤務する職員にしても不安な感じを持つわけで、勤務の形態は完全に通算した勤務ということになつておるのですね。それを、政府自身がそういう制度をつくつて閣議了解のようになつておる中で、これは、これはやはり政府職員として責任ある体系に持つていってあげなければいかぬと思つておるのですね。そういう

方向に努力を怠っている。統一見解で二年たつて
いるのです。長官、このあたりで、そういう勤務
形態をしている者、それから六カ月とか七カ月の
定期作業員という立場の人もあると思うのですけ
れども、これらも一応体系の中に入れていかなけ
ればいかぬと思うのです。非常に不安なかつこ
うで勤務を継続させることについては、これはや
はり政府の責任は非常に重大だと思ふのです。長
官としては、人事局長に十分事務的な処理を命じ
て、一般職員として常勤の勤務をしている形のも
を一般職員と同等の扱いにするような施行を、や
はり政府自身が内部できめていかなければなら
ぬ。そうすると人事院がこれを認めていくといふ
ことになるわけです。これは政府の扱いでできる
ことだと思ふのですが、長官、制度化がはくれて
いるようですが……。

○坪川國務大臣 いま御指摘になりましたよう
に、いわゆる準訓導、あるいは郵便局の特定局長
さん、これらに対しましての特別措置をこのたび
とりました点は、御承知のとおりでございます。
恩給は一つの国家補償的なものとして差し上げる
問題。いまのいわゆる退職手当法の解釈は、やは
り一つの勤続手当といふべきか、勤続報償といふ
ような点も含まれているというようなことも考え
なければなりません。そうした気持ちを持った場
合に、いま御指摘になりましたこれらの方々に対
する措置というものは、いろいろと問題点はある
ことも聞いております。ことに、農林省あるいは
行管、あるいは大蔵省というような三省間にあた
る問題でもあると私は見ておるのでございま
す。そうした点を考えますときに、そうした三省
間にかわされている問題点も、十分ひとつ総理府
としても考えながら取り組んでまいりたい、こう
考えております。

○受田委員 これで質問を終わりますが、長官、
私は、公務員の体系というものについては、そこ
へ勤務する人に、希望、期待権もあると思うので
す。長く勤務した人には、一般職の公務員の本流
と同じ処遇がしてもらえらるのだというようにす

る。準訓導も、それから特定郵便局の局長も、二
分の一通算がまるまる通算になった。退職手当も
大体同格です。退職手当というのは国家補償じゃ
ないというわけじゃない。国家公務員の退職手当
もやはり国家の補償です。同じ性格のものです
よ。これを一方で認め、一方ではずれておる
のは、やはり不合理ですね。だから、勤務の形態
がずっと続いているとなれば、やはりこの法律の
適用をきちんと受けるようにすべきだと私は思う
のです。これは急いで解決をしていただきたい問
題だと思ふのです。いろいろな国家公務員の立場
の方々が救済された形になりつつあるときに、勤
務がずっと三十年も続いている人である、毎年や
めては再雇用、やめては再雇用になっておる分だ
からといっておつても、勤続であることには間違
いないのです。翌日雇用されているのですから。
勤続形態には全く変わりはないわけです。長官、
このあたりで英断をおふるのになつたらいいで
す。やはり國務大臣として、他の閣僚を十分叱咤
激励されて、大臣御在任中にこの問題の処理をは
かる。まだ相当長期にわたって長官は御勤務かど
うかですけれども、ひとつ御在任中に処理をして
いただくということを要望いたしまして、要望に
こたえる御答弁をいただいて、質問を終わしま
す。

○坪川國務大臣 御指摘になりましたお気持ち
も、私、全く同感でございます。そうした気持ち
を踏まえまして真剣に取り組んでまいりたい、こ
う考えております。

○受田委員 時間が来しましたから終わります。
○三原委員長 本案に対する質疑はこれにて終了
いたしました。

○三原委員長 ただいま委員長の手元に、加藤陽
三君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本
共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同
をもって本案に対する修正案が提出されておりま

す。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する
法律案に対する修正案
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律
案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布
の日」に改める。
附則第二項中「昭和四十八年一月一日」を「昭
和四十七年十二月一日」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、約四億円の見
込みである。

本修正の結果必要とする経費は、約四億円の見
込みである。

○三原委員長 提出者より趣旨の説明を求めま
す。加藤陽三君。

○加藤陽三君 ただいま議題となりました国家
公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対
する、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革
新共同、公明党及び民社党の各派共同提案にかか
る修正案につきまして、提案者を代表して趣旨を
御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしてありますので、朗
読は省略させていただきます。その要旨を申し上げます
と、原案において施行期日としている「昭和四
十八年四月一日」は、すでにその日が経過いたし
ましたので、これを「公布の日」に改め、また、
「昭和四十八年一月一日」としている適用日を、
勸奨退職の実情等を勘案し、「昭和四十七年十二
月一日」に改めようとするものであります。

よろしく御賛成をお願い申し上げます。
○三原委員長 これにて修正案についての趣旨の
説明は終わりました。

この際、本修正案について国会法第五十七条の
三により内閣の意見があればお述べ願いたいと存
じます。坪川総務長官。

○坪川國務大臣 ただいま当委員会において御提
出になりました国家公務員等退職手当法の一部を
改正する法律案に対する修正案につきましては、
政府といたしましては、やむを得ないものと考え
ております。

○三原委員長 これより原案及び修正案を一括し
て討論に付するのでありますが、別に討論の申し
出がありませんので、直ちに採決に入ります。
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律
案及びこれに対する修正案について採決いたしま
す。

まず、加藤陽三君外四名提出の修正案について
採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○三原委員長 起立総員。よって、本修正案は可
決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案につい
て採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○三原委員長 起立総員。よって、本案は修正議
決すべきものと決しました。

○三原委員長 ただいま修正議決いたしました本
案に対し、加藤陽三君外四名より、自由民主党、
日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び
民社党の各派共同をもって附帯決議を付すべしと
の動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。加藤陽三
君。

○加藤陽三君 ただいま議題となりました自由
民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公
明党及び民社党の各派共同提案にかかる附帯決議
案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御
説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は次の事項についてすみやかに善処するよう要望する

一、勤続期間が二十年未満で勤しうを受けて退職した者の退職手当の増額については、今後における民間の退職金の動向を配慮しながら、その改善について検討を行なうこと。

二、国家公務員等の期間と公庫等の職員期間との通算措置に伴い、国と公庫等との間における相互人事交流が適正に行なわれいゆる天の下の弊害が起らないよう配慮すること。右決議する。

本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じてすでに明らかになっておること存じます。

よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○三原委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三原委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、坪川総務長官より発言を求められておりますので、これを許します。坪川総務長官。

○坪川国務大臣 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を御提案申し上げまして御審議をお願い申し上げます。当委員会の委員長はじめ委員の諸先生方におかれましては、あらゆる角度から十分なる御討議を賜わりますようお願い申し上げます。深く感謝申し上げます。次第であります。

その間、賜わりましたる諸御意見、御要望につきましまして、今後、総理府といたしまして、公務員の給与行政に万遺憾なきを期したいと考えておるような次第であります。

とともに、ただいま附帯決議として決議されました点につきましては、国と公庫等の間における人事の交流は、天下りとは別の事柄であるとは考

えておりますけれども、決議の御趣旨はごもつてもございまして、御趣旨を十分体しまして、政府といたしましては、十分これからの検討いたしてまいりたいと思っておりますことを表明申し上げます。ごあいさつを終えたいと思っております。

○三原委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三原委員長 午後四時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後四時二十一分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人の出頭要求に関する件についておはかりいたします。

本案について、本日の委員会に、参考人として日本住宅公団総裁南部哲也君に出席を求め、意見を聴取したいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。中路雅弘君。

○中路委員 筑波研究学園都市の問題では、前回の国会の審議の中で附帯決議が三項目出されておるわけですが、その中で書かれておる附帯決議は、第一番目が「移転研究機関については、高度な試験・研究・教育施設の整備、居住者の住宅の整備等、教育環境の整備及び居住条件の充実について特段の配慮を払うこと」、二番目が「建設計画の作成にあつては、研究者等の意見に留意すること」とともに当該研究者等の生活条件の低下または支障をきたさないよう努めること、三番目が「研究学園都市の建設に要する経費については、地元負担を極力軽減するよう特別の措置を講ずること」という三つの附帯決議がなされているわけですが、私は委員会の方で、この現地へ行ってみたところ、この附帯決議が全く尊重されていない。新しい研究施設が保障されなければならぬし、特に、それらについて研究者や職員の納得が得られるように、十分な意見の反映、そういうものがなされる必要があるわけですが、前回視察に行った際に、すでに移転をしております無機材研、それから高エネルギー、防災センターの研究所職員、家族の皆さんの話もお聞きをしまして、また、当日花室住宅の主婦の皆さんから私たちに訴えのパンフレットもいただいたわけですが、先日、大出議員が各項目についてこまかくお尋ねしましたから、私はその中で、それと関連して幾つかの問題で、最初にもう一度明らかにしておきたいと思存します。

花室住宅の皆さんの「花室住宅の生活」というこのパンフレットの最後にも、「私たちはなぜこんな生活を強いられるのでしょうか。それは受け入れ体制も整っていないところに移転させられたからにはかなり苦しい。必要最低限のことが満たされないと今後急テンポで入居者が増えるとしたら混乱をますます大きくするばかり」云云ということ、この受け入れの問題、設備について、環境について、非常に具体的な訴えがな

されておるわけですが、前回の答弁と関連して、幾つかの問題をまず最初にお伺いしたいので、

これは前回も大出議員が言っていました、私も行く前に、地元の主婦の方から、小学校に通うのに三十分、四十分かかるという手紙があったのです。バスの中で案内していただいた現地の責任者の方に、どのくらいの距離がありますかと聞いたところ、一キロぐらいだということですね。それだったら三十分もかからない、おかしいと思つて、住宅へ行ってどのくらいかかるのかと聞いたところ、それぐらいかかると言う。工事責任者の方におかしきんじゃないかと云ったところ、直線コースで一キロというお話です。川もあるし、また道路もついていない。やっぱり現地は見るものだと思つたのですけれども、こういうことでは困るわけなんです。

前回は、今後の小学校や幼稚園、学校の建設の見通しについて一応お話しになりましたけれども、最初に、いま入居している皆さんの問題と関連して、保育所、幼稚園、小学校は将来何校ぐらい必要かというお話がありましたけれども、当面の具体的な建設計画、それからどういう配慮がなされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○小林(忠)政府委員 現在予定されております研究機関が全部移転を完了いたしました段階においては、小学校が十一校、中学校が七校、高等学校が三校、幼稚園が十二要るわけでございます。それでさしあたり、四十七、四十八年度におきましては、まだ既存の小学校に収容余地がございまして、一校つくる分だけの児童がいないわけでございます。四十九年度になりますと、一校つくるだけの児童数に達すると思われまして、四十八年度におきまして小学校一校、中学校一校、幼稚園一園を建設する予定でございます。しかし、地元の市町村の財政が非常に貧弱でございますので、これだけのものを建てるだけの力がございませんので、とりあえず四十八年度におきましては、日本

住宅公団において立てかえて建設をして、四十九年度から移転者の児童の受け入れをしていくという予定でございます。なお、四十九年度以降これに市町村が引き取らなければならないわけでございます。引き取る場合におきまして、これに対する国庫補助の問題、起債の問題その他、財政問題が残るかと思います。

○中務委員 いま終わりにおっしゃった問題ですが、けれども、いまのままですと、特に現行法のもとで、補助金の状態で地方自治体に非常に大きな負担がかかるというところは予測できるわけです。また実際に、住宅公団が建ててもあとはいくら取らなければならない。地元が買い取らなければならない。そういう点で、いまの周辺の町村及び県の状態の中で、特別の何か配慮をしなければ、これだけのものを受け入れていくことは非常にたいへんな負担になると思うのですが、その点についてどのように対策を立てられているのか。この附帯決議におきまして、先ほど読みましたけれども、「研究学園都市の建設に要する経費については、地元負担を極力軽減するよう特別の措置を講ずること」という附帯決議がなされているわけですが、この点についてもう少し具体的ににお答え願いたいと思います。

○小林(忠)政府委員 筑波地区は首都圏の近郊都市開発区域というのに指定をされております。そこで、昭和四十一年の法律第百十四号で、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律というのがございまして、府県に対しては起債の利子補給、市町村に対しては補助金のかさ上げということが規定をされているわけです。これらはいずれも、その財政力と投資額との割合によりまして、後年度で清算をするかっこうになっておりますので、どの程度のかさ上げになるかというところは、当該町村の税収見込みと投資額との関係でいろいろ変わってくるわけでございます。

そこで、何年度にどのくらいの負担になり、それでこの法律でどのくらいの補てんができるかと

いうことを、現在、自治省、茨城県等と協力いたしまして計算をしておりますが、それでもなおかつ市町村の負担が非常に多いというようなことになりまして、別途の措置を四十九年度以降に検討をしなければならないだろうというので、一年間研究をいたしたいと思っております。

なお、基本的な問題といたしましては、ああいう弱小町村の数が町村にまたがっているところ、一つの大きなまとまった都市ができるわけではございませんから、この都市経営というものが、はたしていまのままのばらばらでいいのか、財政負担の問題もそこら辺と実はからんで都市経営全般の問題として研究をいたしたいと思っております。

○中務委員 いま、これから研究したいというお話なので、最初の附帯決議の、負担を地元にかけないという趣旨に沿って、対処していただくように、これは特に強く要望したいと思っております。

その次の問題ですが、これも地元の主婦の方からいただいた手紙にあったのですが、特に医療の問題ですね。全く病院がない。土浦まで出なければならぬと、ガスマスクを先日起こした際に、連絡しても救急車も来てももらえないというように訴えられているわけですが、病院の建設の問題や、あるいは地元の開業医との関係の問題を含めて、医療の施設の保障が全くないところが、特に老人や子供をかかえている人たちにあっては一番大きな心配だろと思うのですが、この医療施設の保障の問題について、さしあたってどのような対策を考えておられるかということをお聞きしたいと思っております。

○小林(忠)政府委員 この件に関しましては、むしろ厚生省のほうからお答えするのが適当かと思っておりますが、ただいま見えておらないようでございますので、私がかわってお答えいたします。

まず、総合的なものとしたしましては、筑波大学の医学部の設置が四十八年度に予定をされておりました。関係法案が本委員会にもすでに付託に

なっているわけですが、予算的に申しまして、四十八年度からこの筑波大学医学部付属病院の建設費の予算がついております。病院建設に三カ年を見込んでおりますので、五十一年になりますと大学付属病院ができ上がるわけでございます。

そのほかに、土浦にありまして国立の豊浦病院が利用できるわけですが、そういう総合病院のほかに、近隣の、たとえば小児科とか内科とか産科とかいう一般のお医者さんのようなものがどうしても必要。もつと早い時期において必要になるんじゃないかと思うわけでございます。この点につきましては、新しくこれもすでに国会へ提出しております国土総合開発公団におきまして、そういう利用の施設の建物等については立てかえて診療所のようなものをつくりまして、問題はお医者さんの確保でございますが、お医者さんの確保は、厚生省なり関係省なり、あるいは地元の医師会等の御協力を得てお医者さんに来ていただく。で、その運営につきましては、県、公団、地元市町村及び民間の出資になります。第三セクターの設立を実は予定しておりますので、そういう第三セクターが運営に当たったかどうかというように考えておるわけです。

○中務委員 筑波大学の医学部の付属病院をあてにされたのでは、われわれはたいへん困るのです。厚生省がおられないから、病院のことについては詳しく聞きませんけれども、厚生省とも相談をしていただいて、特にさしあたっての問題ですね、一年後とか二年後ということじゃなく、いまですに、いろいろ先ほどお話ししましたように、緊急の病人が出て土浦まで行かなければならぬし、前回の委員会で歯医者の問題なんかも出ましたけれども、全く研究者が研究できない。病人でもかかれば、そのための対策で家族はあけて対処しなければいけない。全く試験研究の仕事もできない状態にあるわけですから、医療の問題については、さしあたって厚生省なども含めて、地元の医者、開業医の人たちとの間で特別な対策が立てられるようなことが必要ではないかと

いうことを特に要望しておきたいと思っております。厚生省おられませんか、この点についてはこのぐらいいしておきます。

特に施設の問題で、すでに居住者が移っているわけですが、当然移る前にやっておかなければならない問題で下水道の問題があるので、下水道は現在まだできていない。だから、単に移った人たちの不便というだけではなくて、これも周辺の住民の人たちから、下水道の開通の見通し、これもはっきりしてほしい。そうではないと、試験研究機関の下水が周辺の河川にいろいろ流されるというところから、逆に筑波研究学園都市の建設の過程でこれが公害の源になるというような心配、不安も出ているという話も聞いているわけですが、これも、こういつた点で、移った人たちが非常に大きな不便を感じているし、問題もあるわけですが、それだけではなくて、今度は周辺の住民から、いまのままで研究学園都市が逆に公害源になってしまう、そういう心配も出てくるわけです。こういう下水の問題、これも前回出しました。

特に飲料水の問題ではいろいろ御意見がございすけれども、やはり非常に心配だということ。現に有害物質が出ている、検出されているという報告もあるわけですから、その点が豊浦を水源にしてという前回のお話もありましたけれども、この下水道の建設について、具体的にいまどのような見通し、対策を立てられておられるかということをお聞きしたいと思っております。

○金丸國務大臣 いろいろ前段からお話を承っております。筑波学園の建設という問題につきましては、まさに開拓ということでありまして、そこに入っていく人の最初の苦労というものは並たいていのものでなろうと思うわけでございます。ここ、ここに一つのモデル、中核都市をつくらうというふうなものは当然まず先にやっておくべきだという、こういうことが基本であってしかるべきだと私は考えております。そういう意味で、下水

道の問題も、水道の問題も、それに伴う住宅の問題も、順次人が来てからなわをなうようなことであつたのでは間に合わない。しかし、開拓ということでは、最初の人はえらい迷惑をかけるし、えらい御苦労もかけるわけですが、しかし、そんなことは長くやつておくことではない。そういう意味で、政府といたしまして、これをできるだけ早くやらなくちゃならない。

水の問題につきましては、四十八年度末にはこれを完成しよう。下水道の問題はいろいろ問題がありまして、ようやく決定いたしました。五十年にはこれを完成いたしたいという見通しがついたわけですが、現在、私も筑波学園を視察いたしまして、いろいろ見てまいったわけですが、病院の問題、道路の問題、下水道の問題、その他あらゆるものはまだ全くこと足りない、これでは最初に入っていく人たちは非常に苦勞しておられるのだらう、こういうような気持ちもあるわけですが、そういう意味で、いまから建てるものにしても、施設しても、喜んで行けるような施設をあそこへ完備する。そしてモデル中核都市ということで、モデルらしいものをつくっていくことが一つの理想でなければならぬ、このように考えておるわけでございます。

○中核委員 いまモデル中核都市をつくるとおっしゃっているのですけれども、いまお話ししたように、移っていつている人たちが孤島のような状態に実際にあるわけですね。過渡的な状態とはいえ、こういう状態のところへ行っているわけですが、いま答弁もありましたけれども、下水道の建設について、具体的にそれではいまだどのような見通しで建設し、またどういう方法で進められようとしているのかということも、もう少し詳しくお聞きしたい。

○小林(忠)政府委員 まず雨水につきましては、関係の河川を五十年の出水期までに暫定断面で完成するということで、茨城県が企業主体になって工事を進めております。用地買収につきましては、

は、四十七年中に所要の用地買収を大体終了する見通しがついております。工事につきましても極力進めておりますので、雨水の処理につきましては、昭和五十年の出水期までには、完成断面じゃございませんけれども、暫定断面で実施することにしております。

それから汚水の問題につきましては、当初、研究学園地区内に処理場を設けて、そこで処理した水を近くの小貝川へ放流するという計画で進んできたわけですが、その後、下流の都市の発展等もございまして、むしろ霞ヶ浦周辺の流域下水道計画の一環といたしまして、利根川本川へ直接放流をする。で、単に研究学園都市のみならず、研究学園都市から利根川本川までの間にございまして途中の龍ヶ崎等の都市を含めた流域下水道として、県が主体になって幹線の建設に当たっていく。それで終末処理場につきましては、大根根村にすでに用地のめどがついていてわけでございます。これも昭和五十年の出水期までには完成をしたいということでございます。

なお、幹線はそういうなかで建設する予定でございますが、都市の中の公共下水道部につきましては、関係六カ町村で地方自治法に基づく一部事務組合をすでに結成をしております。それによって公共下水道の建設にかかることになっております。

問題は、各研究機関から出ます特別の研究汚水の処理の問題でございます。これについては、研究機関ごとに特殊ないろいろな物質、化学物質、特に有害物質が使われるという可能性がありまして、そういう人の健康に直接有害であると認められるような物質につきましては、研究所から外へ出るまでの間に、中で処理をして公共下水道に放流をするという一般方針に基づきまして、現在建設計画を進めております。

○中核委員 この点は、先ほど大臣が言われたように、モデル都市という以上は、まず下水道の整備というものは、当然移る前にやらなければいけないことだし、特に、先ほど言いましたように、

試験研究機関がこれだけ入るわけですから、周辺の人のためにとてみれば、この汚水の処理というのは、一般の処理という以上に心配もあるわけですね。その点では、施工を早めていただくとともに、ここからそういう点で問題が起きないよう、万全の対策を立てる必要はあるかと思ひます。特にこの点は強く要望しておきたいと思ひます。

それから次に宿舎の問題ですが、この前、現地を見させていたいて、いま百七十二戸ですか、七棟建てて、前回の答弁では百二十九戸ですが、さらに七棟本年末までに建設するというお話ですが、幾つか一つ一つ聞いてみたいのですが、前回行った場合に、独身者、単身赴任者が住宅に三人ずつ入っているという御答弁です。これを前回単身一戸にするという御答弁ですけれども、いまそういう状態になっている人たちがあつても、独身者、単身赴任者は一戸にするということで対処されるというふうに理解していいわけですか。もう一度その点を……

○篠田説明員 ただいまお尋ねの単身者、独身者の宿舎の件でございます。現在、移転機関が早急に移りましたので、それに即応して、先生のおっしゃいました一戸に三人ということで応急に措置したわけですが、四十八年度以降、高層の単身の宿舎、独身の宿舎、これを建てるよう現在検討中でございます。したがって、これが建ちました場合には、そちらのほうへ入りたいと希望する者は、そちらのほうへ入りたいと考えております。

○中核委員 それから、この際もう一度あれししておきたいのですが、いろいろ建物に、独身者、一般公務員、それから管理職というふうに住宅が分けられていくわけですが、特に管理職の住宅の建物の上部が、黒いペンキですか、塗つてありますね、私はあちこち公務員住宅を見ていますけれども、ああいうふうに居住地で管理職の建物の上にペンキを塗つてある。この前も出ましたけれども、家庭の中までいけば職階のあれが持

ち込まれていくということは、ふだんの居住地における一般の生活からいって、子供の教育からいって、非常にうまくないことだし、宿舎は一応公務員宿舎の宿舎法でまわっているわけでしょう。管理職の上にペンキまで塗つて差別をするというところは、簡単なことで、さういふことはすぐやめてもらつたほうがいいんじゃないかと思ひます。この点はどうか。

○篠田説明員 黒いペンキで色がついていて、いいうお話でございますが、これは、実際そこを建築する者が、建物の色合いということで塗つただけの話でございます。別に差別という意味でやつたものではございません。先生のおっしゃる子弟の教育の御心配はもっともだと思いますので、さう色を塗り変えたいと思つております。

○中核委員 地元でも、ああいう簡単なことですけれども、やはり居住者の人たちに与へる影響は非常に大きな心理的にも圧迫を感じるんですね。これは御答弁がありまして、ペンキは塗り変えるということですから、ぜひ早急にやつていただきたいと思ひます。

それから芝生のことで、芝生の年間維持に二十五万近くかかるのだ、それを全部負担になつていくという訴えがあつたのですけれども、これは何か環境整備の費用をつけてやりたいという御答弁が前回あつたわけですね。しかし、あと現地で聞いてみますと、そういうふうになつていないみたいだということなので、もう一度伺ひたいのですけれども、前回の環境整備の費用をつけてやるというのとは、いつから、どれだけつけておやりになるのかということをお伺ひしたいのです。

○篠田説明員 その点につきましては、まだ数字がはつきり固まつておりません。四十八年度は環境整備費で主計局のほうからかなりの額が入つております。その分から内部の運用で持つていきたいと思ひますが、数字的にはまだ固まつておりません。

○中核委員 それじゃ、これは環境整備のほうで負担をしてやるということは間違いないわけですか。

ね。

○篠田説明員 はい。

○中務委員 それから、筑波だけではいいのです。が、筑波をやっておられる方に御質問してもどうかと思ひますけれども、住宅は公務員宿舎法で定められていて、あれはやはり一般職、管理職というところで、広さきまつてはいいですね。私は、ある程度そういう点もあつてもいいと思ひますけれども、やはり家族構成がうんと違うわけですね。一般公務員の方でも、家族構成が非常に多い、子供や老人をかかえておられる方もある。そういう状態ですから、何かの機会に、公務員の宿舎法の規定そのものについても、もう一度家族の構成もいろいろ考慮して考えてみる。ただ職階によつて、管理職から広いところに入つていくというだけではなくて、検討したほうがいいのではないかと、これを考えているわけなんですけれども、将来、そういう点でどういうお考えなのかというの、この機会にひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○篠田説明員 宿舎には、一般の宿舎もそうでございますが、等級によつて若干の差があることは御指摘のとおりでございます。公務員宿舎法、政令等によりまして、何等級はどういった型という事になつておりますが、運用面で家族数も考慮して、たとえば非常に家族数の多い者は一規格上にして、たとえば非常に家族数の多い者は一規格上に持つていくという事で、運用面で今後考えていきたいと思ひます。ただ、たとえば六等級、七等級の人がいきなり非常に大きい宿舎に入るといふことはちょっとできないかと思ひます。が、一規格上ぐらいは家族数の多い者は運用面で考えるという事で検討してみたいと思ひます。

○中務委員 現在三つの機関が入つていて、わけですが、これがだんだん居住されていくに従つて、いまでもすでに問題になつていて、建設工事に伴う公害といふ事、いろいろな問題が予想されるわけですね。たとえば道路を見ても歩道がまだついていないわけですね。これだけの建設工事ですから、車もいままです以上に入つてくるでしよ

うし、交通の問題や、あるいは騒音や、前回にも質問しました治安の問題やいろいろあるのですけれども、治安の問題については前回対策が報告になつておりますけれども、特に交通問題。これから工事が進むに従つて非常に交通量がふえることは必至だと思ひますけれども、子供さんや家族をかかえている人たちにとっては、こういった問題も非常に心配が多いと思ひますが、いま建設されておる道路にとりあへず歩道を道路と一緒につけていくとか、そういった安全の問題について特別に何か対策をやつておく必要があると思ひますが、こういう点について御質問したいと思ひます。

○小林(忠)政府委員 工事中の問題につきましても、たゞいま御指摘のような道路の構造上の問題と、それから警察による交通規制の問題と両方あるわけでございます。警察のほうにつきましても、ダンブカーの通る道路というものを特に指定をいたしまして、一般道路に入らないように規制をすることになっております。すでに相当数の機動隊をここの夏から配置をしてその取り締まりに当たらせることになっております。道路の歩道の設置につきましても、所要のところにつきまして、四十八年度の予算においてこれをつくることに検討いたしております。

○中務委員 現地の問題は、前回にも質問されておりますが、重複することは避けまされども、全体としていま言った過渡的な状態ですけれども、非常に不便なところへ入つておられて、出費も非常にかかるわけですし、特に訴えられておるのは、土浦まで出かけるのに、バスが朝夕一時間に一本、昼間は二時間に一本という状態ですし、タクシーでは約七、八百円かかる。それからまだ過渡的ですから、東京へもたばたば来なければいけない。私、どうしてこの車ですとか聞いたら、タクシー代七、八百円、自分の車で土浦へ行つて東京へ通ると、土浦で車を預けるだけで二百円ずつ取られるという事もお話しになっていましたし、病人が出れば車で行かなければいけないという状態

で、この前、主婦の方に聞きましたら、実際には平均して東京にいるよりも月に一万五、六千円は出費が増えるというお話も聞いたわけですね。いま手当というものは調整費の八割が出ていたのだと思ひますが、これは東京にいても同じですね。東京から移れるわけですが、筑波へ移れば、実際に東京にいたよりもそれだけの出費の増になる。いま大臣がおっしゃつたように、開拓者というふうな状態で過渡的な状態にあるわけですから、私は、この建設途上にすでに先に行つておられる皆さんには、何らかの形で、不便手当といひますか筑波手当といひますか、そういった特別の手当が必要ではないかと思ひますけれども、給与局長お見えになりませんが、人事院からもお見えになつていますから、給与の面でそういう特別の対策がこの過渡的な間だけでも必要じゃないかと思ひますが、その点についてどういうお考えか、お聞きしたいと思います。

○斧説明員 御趣旨よく承りましたので、帰りまして、さつき総裁、給与局長等に報告いたします。

○中務委員 私は、この問題は、直接給与のほうの責任ある人たちがお見えになつていませんので、大臣のほうから、関係のところにお伝え願つて、先ほど大臣は、何といつても過渡的な状態なんだという事で、お話しになっておりますが、こういう不便な状態の中で家族とも行つておられるわけですから、建設途上の期間だけでも特別に手当の支給が当然あるべきじゃないか。民間ですと、別居している場合には別居手当というのがあるわけですね。国家公務員の場合にはどういったものがあるにせよ、向こうで共かせぎで働く場所もないという状態なんです。家庭では負担もかかっているという状態なんです、この点についても特別の配慮を特にお願ひしたいと思います。

○金九国務大臣 私も政治家ですから、先生のおっしゃることは、まことに無理のない、そのとおりだと思ひます。開拓者の苦勞というものは

買つてやるべきだ。そういう意味で、ただいま大蔵省からのお話もあつたわけですが、私も大蔵大臣のほうにこの話は申し入れて、ひとつ実現するようにできるだけ努力をいたしたい、こう思つております。

○中務委員 いまの点はぜひ関係のところにお話し願つて、実現できるように努力していただきたいと思ひます。

その次に、この移転の計画を進める場合に、一時的な、また官僚的な進め方ではなくて、研究者、職員の意見を十分聞いて進めていくということが、この筑波学園都市の建設法の成立の際の附帯決議でも述べられておるわけですし、いろいろ関係者の方の話を聞きますと、どうもその点が十分やられていないというふうに考えられるわけですね。

私はその点で、時間もないので、二、三の実例でお聞きしたいのですが、通産省の方にお見えになつておられます。これは私の持っているのは一部ですけれども、たとえば全商工の本部と通産省の事務次官をはじめとした通産省の皆さんが交渉された七一年の十二月末の交渉議事録といふもの、テープでとつてあるのを全文起こしたわけですね。それを私、全文読ましていただいたわけなんですけれども、この中でも、通産省の皆さんが非常に一方的な押しつけをやられておる様に思ひます。

その一カ所だけを読んでみますと、こういうやりとりがあるんですね。皆さんの了解と賛成を得てやるという事を言つておられるわけですから、官が言つておられるので、「了解と賛成を得てやる」といふことは確かに言つたけれども、しかしそのことは人民投票ではないのだから、決定はおれがやるんだから、「これは議事録ですから、そのままだまテープを起したのです。通産省がこういう態度で、十分意見を聞いて話し合つてこの移転の問題をやつていくというふうにはならないのです。このように、十分賛成や了解を得て話し合つて

やうていくという約束をしていることは確かだけれども、それは人民投票ではないのだ、決定はおれがやるんだ、これは通産次官が言っていることばです。私はこういう態度では、十分研究者や職員の人たちの納得を得てこの問題を進めていくことができないのじゃないか。みんなが不安に思っているのは、ここでどういう研究をやっているのか、科学がほんとうに役立つような研究をやっているという立場に立っている人々が心配をしてくいて、この議事録を見ても質問をされているのです。一方的に建物の建設だけを先行して、移転を前提にしてどんな話を進められる、こういうところになかなか話が進まない大きな原因があると私は思うのですが、こういう議事録を見まして、私は通産省の皆さんに、この移転の問題は関係者と今後十分話し合つて、意見が反映されるようにして話を進めていくということについて、ここでしっかりと御答弁をお願いしたいと思つておられます。

○太田(暢)政府委員 この移転計画を作成するにあたりましては、私どもでは、関係してあります各研究所の中にあるいろいろな委員会をつくりまして、それからまた工業技術院の中にも、各研究所から出ております委員からなる生活問題委員会とか、あるいは移転困難者対策委員会とか、研究推進委員会、施設設備委員会、いろいろな委員会をつくりまして、各職員の意見を十分に徴し、また私どもの考えをいろいろ流しまして、情報の交換を十分やうて、いまずと計画を進めている段階でございます。この問題は、職員にとりまして非常に重要な問題でございますから、今後とも職員の意見を十分聞いて、また答えを得るように努力して進めていきたいと思います。

○委員長退席、藤尾委員長代理着席

○中略委員 あと農林省と気象庁をちょっとお聞きしてから、もう一度まとめて具体的にどこでお聞きしたいのですけれども、たとえば気象研究所の場合、所の職員の人たちが出された筑波研究学園都市移転問題についての気象庁のアンケートを見ますと、投票総数百六十三名で、反対だとい

のが百十八名あるわけですね。条件つき賛成が三十九で、賛成だといふのが六名なんです。実際に向こうへ行つて研究をやつていく当事者である研究者や職員の人たちが、賛成が六名で反対が百十八名あるという状態のままで、この附帯決議にあるように、職員や研究者の意見を十分聞いてこの問題に対処していくということにはどういふならない。やはりこの段階では、この気象庁研究所の人たちが反対といふのは、いろいろな不安や、それから要求もその中にあるわけですから、そういうものを十分話し合つて問題の結論を出していくというふうにならなくてはならないと私は思うのですが、この点について、気象庁の方の御意見を伺いたいと思つておられます。

○石原説明員 移転にあたりまして、研究所のほうで二回ばかりアンケート調査をいたしました。いま御指摘のございましたのは、四十六年の十一月ごろ行なつたものについての御質疑だと思つていますが、ただいま反対とか賛成とかといふのがございましたけれども、それにつきまして理由が実はあるわけでございます。最近のものにつきましては、あまり詳しく分析いたしておりませんけれども、大体反対の理由をこまかく見てみますと、たとえば、宿舎が非常に狭いとか、あるいは給与面で、あとから手当の問題が出てきましたけれども、こういったような問題とか、あるいはまた、東京との交通連絡が非常に不便であつて、いろいろな学会や何かの連絡が十分できない、さらにはまた、自分の家を持っているものですから二重生活になると困る、あるいはまた共働きの問題とか、そういういろいろな理由があるわけでございます。そういう点をつぶさに検討いたしましたので、それぞれ今後努力はいたさなければならぬと思つておりますけれども、そういう問題についても、逐次解決する見通しが十分立つというふうな判断をして移転をきめたような次第でございます。

さらに一番問題になりますのは、移転者の問題であらうかと思つておられます。こういう点につきましては、もう少し詳しく個々に聞かなければ何ともわかりませんけれども、先ほど工業技術院のお話もございましたけれども、私どもの研究所におきましても、こういうものを検討する委員会をつくりまして、本庁にもそういった建設推進委員会と同時に移転職員対策部会といふものをつくりまして、今後そういうところで職員の状況を聞きまして、具体的な措置を講じていきたいというふうな考えでおるわけでありまして、こういった委員会が本庁に設けられましたのは昨年の九月でございます。それまでに大体、大きな研究所からは、内部で検討した結果いろいろな意見が出ておりましたけれども、ただ間接的に聞くだけじゃいけませんので、昨年も二回ほど長官自身が出席いたしましたので、そういった問題についての懇談会等を持つておるわけでございます。今後、そういったところを通じてまして、十分に職員の気持ちといふものを反映して研究施設を整備し、あるいはまた研究についでの研究環境、生活環境といふものを確保するように努力したいと思つておられます。

○中略委員 こういう意見が、先ほどいろいろ紹介されましたように出るのは、一番最初に質問したような、実際の現地がどういふ条件にあるのかといふことと関連して出ているわけですね。ですから、ただ人だけをほんとうに陸の孤島へ送り出していくというのが現実にあるわけですから、皆さんがそういう点について不安を持ち、ほんとうにりっぱな研究学園都市としてやうていけるのかどうかといふことから出ているわけですから、話し合ひとともに、一番最初質問したような問題について、具体的に解決していただくということが何より重要だと思つておられます。

もう一つお聞きしたいのですが、いまちょっとお話しに出ましたけれども、農林省の例でお聞きしますけれども、農林省の場合もほかの場合もそうだと思うのですが、移転の可能者、特に移転困難者ですね。こういった問題について、分けていろいろ対処されようとしておりますけれども、移転困難という場合も、みな不安があるわけですから、そこらいろいろ問題が出てくるわけなんです。

○富樫説明員 ただいまの御質問であります、農林省から移転いたしますのは、大体二千数百名でございます。大体相当数が移転困難者の中に入る、こういうふうな予想されております。そのおもしろい理由は、たとえば農地をお持ちになつておつて、その農地の管理をどうするかといううな問題もある。あるいは家の問題。また、たまたま先生がおっしゃいましたような老人の問題、あるいは子弟の問題、いろいろなものがあるだろうと想像されます。それで、私どももいたしまして、一昨年の八月に省内に移転困難者対策を検討する組織をつくりまして、そしてその組織を通じてこの問題の解決に当たる、こういう体制をとつております。また全省で構成しております推進本部のほうに移転機関職員対策協議会をつくつていただきまして、この方面の問題を解決するめどをつくる、こういうことで首都圏事務局のほうにお願ひいたしております。

それでお聞きしたいのは、念願といたしましては、極力全員が手をそろえて筑波のほうに移転するといふようなことを念願しておりますので、移転困難事由を一つ一つ解決していきまして、向こうのほうに住みよい状況をつくつていくことがまず第一だと考えております。そうした場合におきましても、どうしてもい

あつて、私はまず、たとえば老人や子供を持った人たちの意見でいへば、現地に医療施設も保育施設もないといふことになれば、現実に病人をかかえていけば移転が困難になるというので、それとの関連で解決しなければならぬと思つておられますけれども、実際にまた移転困難という人が出てきた場合に、組合なんかで心配しているのは、こういうものを通じて、組合の実際の分断になつたり、あるいは特に人減らしの合理化に利用されるんじゃないかといふような心配も出てくるというところで、すけれども、この移転の困難者といわれる人たちに對してどのような対策を立てられているのか、配慮がされているのか、こういった点についてお聞きしたいと思つておられます。

○富樫説明員 農林省から移転いたしますのは、大体二千数百名でございます。大体相当数が移転困難者の中に入る、こういうふうな予想されております。そのおもしろい理由は、たとえば農地をお持ちになつておつて、その農地の管理をどうするかといううな問題もある。あるいは家の問題。また、たまたま先生がおっしゃいましたような老人の問題、あるいは子弟の問題、いろいろなものがあるだろうと想像されます。それで、私どももいたしまして、一昨年の八月に省内に移転困難者対策を検討する組織をつくりまして、そしてその組織を通じてこの問題の解決に当たる、こういう体制をとつております。また全省で構成しております推進本部のほうに移転機関職員対策協議会をつくつていただきまして、この方面の問題を解決するめどをつくる、こういうことで首都圏事務局のほうにお願ひいたしております。

それでお聞きしたいのは、念願といたしましては、極力全員が手をそろえて筑波のほうに移転するといふようなことを念願しておりますので、移転困難事由を一つ一つ解決していきまして、向こうのほうに住みよい状況をつくつていくことがまず第一だと考えております。そうした場合におきましても、どうしてもい

いのです。
もう一つは、最初にお尋ねいたしましたよう

に、実際にいま現地を見てきた場合に、全く不備な状態の中に行っているわけですから、この点について、きょう幾つかお約束をされたこともあります。検討するという御答弁もありましたけれども、ぜひとも、この前の附帯決議に出ていますように、現地の生活環境、あるいはそういった点について非常な困難をかかえて行っているわけですから、そういう皆さんの問題について、きょう御答弁になった点で、まだ具体化されていない、検討中のこともありますが、そういう点については、至急関係の皆さんで十分具体化できるようにしていただきたいのと、関係労働組合をはじめとした職員研究者の皆さんと十分話し合つてこの問題を解決して、一方的な、官僚的な、ただ仕事だけ進めるんだというやり方でないように特に要望して、時間も過ぎましたので、終わらせていただきます。と思います。

○篠田説明員 先生にお願いしたいのですが、私の答弁のまずから御訂正をお願いしたいのでございます。

先ほどの芝刈りの環境整備費の中の答弁で、四十八年度の環境整備費で主計局からもらっていると言えましたが、これはただいま国会で御審議をいただいている最中でございますので、予算を御審議いただいておりますが、というふうに訂正させていただきます。と思います。

○藤尾委員 長代理 鈴切康雄君。

○鈴切委員 筑波学園都市を当内閣委員会として先般視察をさせていただきました。つくづく感じた点は、田中総理大臣の目玉商品といわれている日本列島改造論、二十五万新都市計画というのは画餅に近いものであるのではないかと、いふうちに、私あらためて現場を見ながら認識をしたわけでありました。

まず言えることは、これだけの大事業にあつて、一貫した都市づくりというものに對する計画性が手順よく行なわれていない。頭腦的な役割りを果たしているところはたしてどこにあるのかという疑問と、それぞれの行政官庁のセクトの、

ちやうど砂漠の中にこつ然とあらわれたこの治外法権的な存在としてあるような感じを受けましたわけでありましたけれども、筑波研究学園都市建設を建設大臣としてはどのようにお考えになっているか、その点の御所見をまず伺いたします。

○金丸國務大臣 この筑波学園は、私も視察いたしました。昭和五十年までにこれを完成するということは並み大抵ではないという感じがまず第一にいたしましたわけですが、それを完成するためには、ただいま申し上げましたように、ほんとうに強固な推進本部が各官庁とも十分に連絡をとりながらやっていかなくてはならない、こう思うわけでございます。ただ、いま本格的に御審議を願っております。関係も、ほんとうに本格的に取り組もうという姿勢のもとにこのような法案を提案して御審議をいただいておりますわけですが、行つてみますれば、まだ開拓の初歩だという感じがいたします。最初はいろいろの問題点があるが、その開拓のいろいろな問題点を集約して、そしてまたいろいろな問題点を解決しながらいくところ、一つのものができ上がるのではないかと。これには相当な精力と熱情を持って立ち向かうべきである、こんなふうに考えておるわけでございます。

○鈴切委員 私は、新しい都市をつくるというものの考え方は、いま建設大臣が言われたような考え方は、やはりいつも行き詰まってしまう感じがするのです。やはり何といたしても生活環境を整備するというのがまず第一である、それに伴つて必要な計画に基づいて都市が建設されるという考え方に立たなくてはいけないのではないかと。今度の筑波研究学園都市というのは、ちやうど人が住まないような場所に無理に住まわせている。生活環境の整っていない場所に、研究学園都市というところはこういうふうなすばらしいところであるというように、うたい文句と宣伝これよろしきを得て転動をさせて、多くの方々が向こうへ行つていくというところに多くの不満が介在している

のではないかと。そして多くの方々の不満に伴つて徐々に環境を整えているというふうなやり方、新都市づくりについてこういうふうな行き方をするということは、住民の方々、また公務員の方々がたいへん迷惑をこうむることは、率直に反省をしないではならぬと思うのです。

そういう点は、過日も行きました花室住宅の住民の方々は、一斉に口をそろえて、こんなところに追いやりられたというふうな感じがすると言われているわけでございます。多くの問題について、このようにパンフレットにして私どものほうに陳情されたわけでありまして、そういう点について、大臣はどのようにお考えになり、またこういう内容について御存じであるかどうか、それについて伺います。

○金丸國務大臣 私も視察に参りまして、その状況をつぶさに見ていただいたわけでございますが、この環境から脱却して、一日も早く来てよかったというふうな環境にする必要がある。いやいやながら屠殺場に引かれていくような心境で向こうへ赴任していくというふうなことは、仕事に身が入らないというふうなことも考え、その生活の環境をまず整備してやるべきだ。この委員会でも、住宅の問題等についてもいろいろお話があったわけですが、まず住みよい環境にして、子供の教育も満足にできる、あるいはお医者さんも十分におつて病氣してもよろしい、あるいは工事中だけれども警察の治安は全きを期しておる、あらゆる面で安心してそこで働けるような環境をまずつくるといふことは、全く御指摘のとおりだと私も思っております。

○鈴切委員 大臣は何か参議院のほうで御用があるということですか、どうぞ。

それでは、大臣でなくてできることについて、少し伺いたいとおきます。

先ほど同僚議員のほうからいろいろ質問があったこととありますが、なるべく重複する点は省きたいと思いますが、基本的な問題として、生活に欠くことのできない上下水道という問題について

では、道路の完成とともになぜやらなかったか。現在は水道はなくて井戸水をろ過しておるといふ状態です。ろ過をする前は不適で、ろ過すれば一応適正であるという話でありますけれども、実際にそういう状態であればなま水は飲めないと現地の方々は話しておられましたが、簡易ろ過装置が十分に役立たない場合は、不適の飲料水を飲むことにならうかと思ひます。一体、上水道はいつごろから送水できる予定になつておるのか、その点についてまず伺ひたい。

○国川説明員 お答えいたします。

研究学園都市の水道計画でございますが、全体計画といたしましては、昭和四十六年度から工事に着工いたしております。おもな水源は霞ヶ浦の表流水を予定しておりますが、工期の関係もございまして、別途、地下水を水源に予定いたしております。地下水は七本の深井戸を掘ることになりました。これは四十七年度の事業としておこなう工事の完了いたしております。給水開始は一応本年の六月を予定いたしております。全体の計画といたしましては、その後の都市の整備の推移に応じまして施設を整備していくというふうなことを考えております。

○鈴切委員 水道計画として、四十六年度から水源を霞ヶ浦のほうに求めながら現在やっておりますわけでありまして、それが間に合わないから、現在地下水を掘つて、そしてそれを簡易水道としてやっているわけですが、その中に亜硝酸性窒素とかアンモニア性窒素が同時に検出をされたということでありまして、そういう事実があったかどうかということ。地質、水質の専門家によつて実地調査が行なわれたかどうかという点。さらに、住民の方々のこの水道に対する不安については、より以上調査を必要とするのではないかと、このように思ふのですけれども、その点について伺ひたい。

○国川説明員 私が申し上げましたのは、全体の計画といたしまして、県が水道用水供給事業を行ないまして、先ほど申し上げました深井戸も含め

ました全体計画の中で工事を進めておるわけでございます。そして、この県の水道用水供給事業から用水を受けまして、筑南水道企業団をもちまして実際に配水事業を行なうというのを予定いたしておるわけでございます。

ただいまお話ししている水質の問題につきましては、実はきょう詳しい資料を持ってきておりませんけれども、原水といたしまして、アンモニア性窒素あるいは亜硝酸性窒素等を検出する場合ももちろんございますが、飲料水として供給する場合には、必要な浄化を行ないまして、そのようなことはなと思っています。しかし、御指摘でもございますので、直ちに必要な調査をいたしたいと思っております。

○鈴切委員 亜硝酸性窒素とかアンモニア性窒素が同時に検出されたということは、実は現地においてそのように言っておるわけですね。それはろ過前のごとくであって、ろ過をすればそういうのは取れたということでありまして、ろ過をしなくてはそういうふうな不安が取れないということとは、私はかなり問題があるかというふうな思われるわけですね。それについてやはり専門的にもう一度地質、水質等を調査しなくちゃならぬのじゃないか、私はそのように思われるわけですね。

それから、県の水道供給事業から実際に上水道としてこちらのほうが完備をするというのは、大体いつごろになりますか。言うならば、これといまままでの井戸水を吸い上げたものの切りかえはいつごろになるかということでありまして。

○小林(忠)政府委員 ただいま入居しております花室地区には、四十八年度中に上水道が給水される見込みでございます。

○鈴切委員 四十八年度と言いますけれども、実際には大体何月ごろの予定でしょうか。

○小林(忠)政府委員 四十八年度末の予定でございます。

○鈴切委員 次は下水工事ですけれども、この下水については完備をしていないわけですね。地面にしみ込ませるといふようなこともなされておるわけですが、実際に汚水をそのまましみ込ませますと、簡易水道としてまた再び井戸水をくみ上げるということになりますと、まことに不衛生なことおびただしいというふうな思っております。

共同溝をつくられるというふうなお話ですけれども、共同溝はいつでございましょうか。

○小林(忠)政府委員 共同溝は四十八年度中に完成をいたします。しかし、ただいま、この共同溝の中には電信、電話、ガス、電気というふうなものを予定しておりますが、下水管を入れる予定にはなっておりません。

○鈴切委員 共同溝としてはガスとか水道であって、下水管を埋めるという計画ではないというお話ですけれども、実際には、共同溝の中にまず下水を埋設するということは、ある程度必要な要素ではないかと私は思うのです。それは、私、現地を見てまいりまして、実際に掘って埋め、埋めては掘るというふうな、そういうふうな状態が繰り返されていくように私は思います。生活環境というものはまず上下水道を完備してという考え方に立つならば、私は、下水道というものも早急に整備をされなくてはならない、そのように思われるわけですね。実際に下水処理の計画性が非常に乏しいんじゃないか。この下水の終末処理場とか、あるいはいろいろの研究機関から排出される有害物質に対する処理というものはどのようになされていくのであるのか、そういう点について伺いたします。

○吉田(泰)政府委員 まず下水管を共同溝に入れることにつきましては、下水道は自然流下で勾配を必要といたしますので、現在の共同溝のあの布設状況に合わないということで、別途工事をすることに計画いたしております。

次に、下水道の布設がはなはだおくれしております。御心配をいたしておりますが、確かに四十七年度までの事業はたいして進んでおりません。四十八年、四十九年のこの二カ年で急いで必要な分を押し上げていくという計画でありまして、なお完成後の特定の重金属等の汚染物質

につきましては、これは各そういう汚染物質を排出する施設の中で除害装置を設けて、そこで除害してもらって、それを受けとめるというクロードシステムを考えております。

○鈴切委員 たいへんに下水道の整備がおくれしておるわけですけれども、先ほど五十年年度には完成したいというふうなお話でしたが、大体五十年年度のいつごろになる予定でしょうか。

○吉田(泰)政府委員 一番時間がかかりそうなのは、最近、都市計画決定を見ました常南下水道、利根町に至るものでございまして、これの下水処理場の用地買収をいまい急いでおります。ととも、そこに至る配管の計画を早急に進めまして、一斉に区間を区切って発注するという段取りを考えております。四十九年度一ぱいに完成したいという見込みでございます。もし五十年にかかるとなると、出水期までには完成したいと考えております。

○鈴切委員 ごみのことでございますけれども、現在、業者に依頼して週二度ごみを取りに来てもらっているというところですが、しかし、これは必ずしも励行されているとはばかりはいえない点があるというふうな現地の人たちはいっております。梅雨季を迎え夏場を迎えるのに、これからますますごみの腐敗という非衛生的な状態になってまいりますが、そういう点についての対策をどのようにされるつもりであるのか。また焼却炉はどういうふうな形態でつくられるのか。また、どこの場所をそれをつくらうとするのか。まただれの負担でそれをやらうとされているのか。その点について……

○折田説明員 ただいまの筑波学園都市におきましては、廃棄物処理の整備の中で、特にごみの点について御質問がございましたので、お答えをいたします。

いま先生がおっしゃられました環境衛生の確保をはかるために、私もいたしましては、現在、筑波地方広域行政事務組合というのができておりまして、関係六カ町村ですけれども、つくられた組合が、私どもの予算要求を四十七年にしてまいりまして、現在ごみ処理施設を建設中でございます。現在、一日当たり百八十トンの処理能力を持っておりまして焼却施設を一所設備するためにもうすでに約半分くらい事業が進行しております。現在四十八年度中に完成する予定で進行しておるのが現状でございます。設置主体名は、いま申し上げましたような関係六カ町村の筑南広域行政事務組合でございますが、財源につきましては、国庫負担が二カ年にわたって九千六百万円出しております。そのほか起債、一般財源、県補助金等が予定されております。

○鈴切委員 そうしますと、四十八年度中にはできるといふわけでありまして、週二度ごみを取りに来てもらっているのが必ずしも励行されていないという現在の状況を、そのままでずっと続けておくのかどうか。それから粗大ごみの収集方法は今後どのように考えられておるか。

○折田説明員 突然でございましたので、県のほうで指導していると思っておりますけれども、私どもでいま問い合わせをしましてはつきり現状をつかまえていないので申しわけございませんが、粗大ごみのほうの計画については、御承知のように、首都圏整備委員会の事務局といろいろ相談をしてやっておりますが、今後いろいろ現地の話し合いの上、あるいは破壊施設その他が要求があれば、そういうものをおつけするようにごめんどうを見るようにしていきたい、そういうふうなことを考えています。いま現状がどうなっているかというのを、残念ながらつかまえていないので、申しわけございませんけれども、ここでお答えできなくて失礼します。

○鈴切委員 実際については、私は向こうへ行つて聞いてきたわけですから、よく調べていただいて、その上で現地の方々の不安を取り除くという方向にいろいろ対処をしていただきたい。またあとでそういう点については御説明願えればよいと思います。

お医者さんの件ですけれども、緊急の場合は、

土浦から離れておりますので、間に合わないというところを言っておりますし、そればかりか、家族から病人が出た場合、実際には勤務を休んで自家用車で土浦まで連れていかなくてはならないほどの犠牲がいられてゐる。そういうことでありますので、ぜひとも総合病院というものをつくっていただくかなんかならない。研究学園都市であり、これから多くの方々が住まわれるとなれば、当然、総合病院的なものはつくらなくてはならないと思うのですけれども、その計画と、大体いつごろそういうようなものができるのか。また、それができる前は、たとえば医者等の確保については具体的にはどのように考えられておられるのかという点についてちょっと伺いたします。

○小林(忠)政府委員 医療問題につきましては、厚生省のほうから担当の方が見えただいてお答えいただくのが適當かと思いますが、ただいまおいでになってないようでございますので、私がかわつて、私の知る限りのことを申し上げます。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

現在、国会で御審議願っております国立学校の設置法の一部改正の一部に筑波大学の設置が入っておりますが、その中に四十八年度から医学部を設置することになっております。その医学部の付属病院内の開設費用というのが四十八年度予算に計上されておりました。三カ年間で総合病院をつくることになっております。その間の、一般の小児科でありますとか、産科でありますとか歯科であるというふうな、いわば町医者がやっていたかどうかというものにつきましては、厚生省にいろいろ考えていただくことにしておりますが、医者の確保が非常にむずかしいわけでございますので、診療所の設置につきましては、現在の住宅公園、あるいはこれも国会で御審議願っております工業再配置・産地地域振興公園の一部改正によりまして、本年十月から国土総合開発公園の設置が予定されております。その国土総合開発公園では、かなり広範囲に利便施設の建設ができるようになっておりますので、その診療所の入れもの等につきましては

てはとりあえず公園で建設をいたしまして、その運営等についてしてはかるべきところにおまかせするというところを考へておりますが、なかなか引き受け手がないおそれがございしますので、これも、四十八年度の住宅公園の予算のほうに、第三セクターに対する出資金が計上されております。これに見合う分を茨城県と地元市町村及び民間の出資を仰ぎまして、そういうような生活利便施設でも、国なり県、市町村が直接やるのに必ずしも適していないものについて、たとえば筑波研究学園都市開発株式会社というような式のものをつくりまして、そこで運営をしていただくということをして予定しております。

○鈴切委員 四十八年度にいわゆる筑波大学の医学部というものができるところですが、しかし、それは三年計画に基づいてですから、まだまだ三年間というものは、言うならば、そういうふうな総合的な病院というものはない状態にあるわけですね。そうした場合には、やはり地元の方々は土浦まで行かなくてはならないという不便と、緊急必要とする病院に対して非常に不安を持っているわけでありまして。そういう点から考へて、私は、少なくとも医者の獲得という問題に対しては、もっとも積極に期待性を持たしてやるべきではないかというふうに思ふのでございます。それについてどういふふうなお考えをお持ちになれるか。医者の確保です。

○小林(忠)政府委員 これは厚生省が中心になりまして、われわれのほうも厚生省にお願いをいたしまして、ぜひ確保いたしたいと思つております。

○鈴切委員 施設の中に、公務員住宅百七十二棟、それからさらに七棟、現在百七十九棟を建設中であるが、実際には、外観に比べまして、うちに入つてみると、こんなお粗末な住宅はないのではないかと思はれるくらい手抜き工事のように私は実は見てまいりました。向こうの方々が言うには、セメントの壁に新聞紙を詰めてあつたということであるけれども、その事実があつたかどうか

か。そしてどういふ検査をされているか。その点について伺いたしますが、関係の政府委員がいないというので、いま質問した点は保留をいたしておきます。

学園都市がちょうど六カ町村にまたがってあるわけですが、住民の方々はどこに住民登録をしたらいかが。実際には困つてゐると思ひますけれども、将来この住民登録の問題はどのようにされていきますか。またどういふ指導をされましようか。

○小林(忠)政府委員 これは自治省のほうからお答えすべきものと思いますが、私が知つておる限りお答えいたします。

御承知のとおり、この筑波地区は純粋の農村地帯でございます。都市的な受け入れ施設がないところに新しい都市をつくるわけでございますので、理想から申しますれば、市町村の合併をして新しい市をつくる、そして統一的な都市経営をするというのが理想かと思ひますが、公共団体の自治ということでございますので、国がこれを勧奨したりあるいは調整したりするということは、必ずしも適當ではないわけでございます。しかしながら、いまのような、非常に行政能力も貧弱である、あるいは財政的にも貧弱であるという状態でございます。入居した人がはなはだ迷惑をするということが十分予想されますので、現在が研究学園都市のハード面の建設が中心でございますけれども、入居者が四十九年度以降急速にふえると思ひますので、そういうソフト面と申しますか、都市経営面につきまして、どういふ形態がいいのか、こういうようなことにつきまして、自治省と茨城県と入れまして、四十八年度いっぱい研究をいたしたいと思ひます。しかし、とりあえず、この町村の行政事務の受け付けをいたします窓口の建物とか、そういうようなものについて必要がございしますれば、新しい公園では、そういうものも全部立てかえ施工ができるようになっておりますので、そういうものも一案として考へております。

○鈴切委員 新しく移転をされて勤務をされている方々は、隣近所にお聞きになればわかると思ひますけれども、しかし、やはりそういう不安が伴うところへ移転をするわけですから、そういう点について十分指導をしてあげるといふことと、将来性についてこういう点は研究をしていきたいと思います。それならばばらばらのところにやれというふうなことがあつてはならないのではないかと思ひますが、そういう点について、自治省とよく相談をされて善処されるようお願いいたします。

団地なんですけれども、私、行きましたときに、いまは広漠たる砂漠のような状態の中に建つておりますから、それぞれ自動車等もどこにでも置ける状態でありまして、駐車場の設備というものは今後どういふようになっておられるか。

○小林(忠)政府委員 全体の計画といたしまして、自動車の普及率が各世帯の七割という計算のもとに建設をしております。

○鈴切委員 建設しておりますのですが、駐車場のいわゆる設備というものをどういふふうな形態で考へておられるかということなんです。

○小林(忠)政府委員 住宅団地の中の屋外の駐車場ということをご予定しております。

○鈴切委員 これは建設大臣でしょうか、だれでしょう。周辺の市町村は、この学園都市が建設されることによって、もうこのところ土地の値上がりがあるというところなんです。現在、町村自体ではなかなか開発ができないという状況になつておりますし、すでに大手不動産業者が買占めてゐるというのを聞いておるわけでありまして、実際にこの周辺の土地の値上がりに対しての実態はどうか。また、大手不動産業者がそういうふうな食指を動かしているかどうかということについての実態をお聞きしたいのです。

○小林(忠)政府委員 必ずしも大手ばかりではございませんで、茨城県が調査したところによりますと、四十七年現在で、この周辺の町村に約二十数社の不動産業者が入りまして、約四百ヘクタール

近い土地を買っているというふうな報告がござい
ます。

○鈴切委員 いま二十数社が四百ヘクタールを
買っておられるというわけでありませうけれども、
それについてあとで資料を提出してください。

○小林(忠)政府委員 県のほうへ連絡いたしまし
て、取り寄せます。

○鈴切委員 周辺に今後、学生向きの下宿とか
アパート、それから商店等が乱立をするように
なつてきますと、せっかくの模範的な研究学園都
市であるという点から考えますと、美観を損する
点が出てくるし、また風紀等も必ずしもよくなく
なつていくんではないかと思うわけですが、乱開
発を防ぐという点についてどのようにお考えに
なつておるか。ある程度緑地帯は緑地帯で残して
いかなければならぬではないかというように
私は思うのですが、その点についてはどうです
か。

○小林(忠)政府委員 この筑波研究学園都市の地
域は、都市計画法に基づきまして、市街化区域、市
街化調整区域を指定すべき都市として、市町村と
して指定をさせるわけでありませうが、いろいろ
事情がございまして、現在いまだこの線引きがさ
れておられないわけがございませう。それで、筑波研
究学園都市建設法によりまして、学園地区の建設
計画、それから周辺地区の整備計画というのを首
都圏整備委員会及び茨城県がそれぞれつくること
になつております。現在最後の詰めの段階に来て
おりますので、土地利用その他について、法律に
基づきまして建設計画及び周辺地区の整備計画を早
急に決定したいと思つております。その法律に基
づきますマスタープランがござりました後の段階
におきまして、市街化区域、市街化調整区域の指
定を行なうように現在県を指導しております。周
辺地区につきましては、市街化調整区域によりま
して、開発許可を与えない、あるいは開発許可を
する場合にいろいろ条件をつけるというふうなこ
とによつて乱開発を防ぐべきであらうと思いま
す。

○鈴切委員 独身者はいま共同で同居させており
ますけれども、独身者住宅というのは今後どのよ
うなプランをお持ちになつておられますか。

○小林(忠)政府委員 これも大蔵省が答弁するこ
とでございませうが、私の聞いておるところによ
りますと、きわめて早々の間でございまして、一
戸の住宅に三人というふうな入居のさせ方をし
たうございませうが、どうもプライバシーの確
保その他の面で非常にまずい点が多いということ
でございませうので、今後、独身者用につきま
しては、一人一人ということに方針を改めて建設を
することになつております。

○鈴切委員 学校が今後どんな必要になつてく
るわけですが、小、中学校の将来計画というものは
どのようにお考えになつておられますか。

○西崎説明員 学校の今後の計画でございませ
うが、先生も御指摘のように、居住人口の増加に伴
いまして児童生徒の増加は明らかでございませ
う。これを推計いたしまして、小学校の児童につ
きましては約一万三千人と推計をいたしてお
ります。それから中学校の生徒については約六千四百
人というふうな数字を推計いたしまして、大体二
十四学級から二十六学級の学校規模を想定し、小
学校についてはおおむね十二校、中学校について
は六校というふうな考え方で計画を立ててお
るわけがございませう。幼稚園につきましては、小
学校ごとと一園ということにございませうが、そう
いたしまして、十二園というふうな計画になるわけ
でございませう。具体的には四十八年度において、桜
村で小、中学校を一所ずつと幼稚園一園を増設す
る必要がございませうので、住宅公団のほうで立
てかえ施工をしていただく。五十年年度から私ども
補助をいたしまして、市町村が買い取るように
いたしたいというふうな計画で進めさせていた
いております。

以上でございませう。

○鈴切委員 高校の点についてはまだ御答弁がな
かつたようですが、あとで答弁してください。今
後、学園都市建設の段階では非常に早急に必要に

なつてくるわけでありませうが、全体の計画とし
て、先ほどお話がありましたように、まず公団が
建設費を出して五十年ごろから地方自治体へ買
取らせる方針であるというわけでありませうが、た
とえ急増地域でも国庫負担がいわゆる三分の二で
ありますので、地方財政をやはり圧迫するとい
う問題が目に見えて明らかであると思ひますが、そ
ういふ点で、今後どんな建設をされるであらう
というふうな学校によつて地方財政に圧迫が行
なわれる分について、財政をどのように確保する
のか、その点について伺ひたいと思ひます。

○西崎説明員 では、私どものほうから先にお答
えを申し上げますが、現在、義務教育諸学校施設
費国庫負担法の一部改正を上げたいと思ひま
して、衆議院で審議をしていただいております。こ
れども、その法案改正が成立いたしますと、児童生
徒急増市町村につきましては、補助率が二分の一
から三分の二になるわけがございませう。この法律
が成立いたしました場合の適用市町村は法令で定
めることになつておりますが、現在、幼稚園の補
助をしております政令要件では、大体過去三年で
五百人、児童数で一〇〇％の増加というふうな要件
を書いておるわけがございませう。筑波研究学園都
市につきましては五十年以降を考えました場合、居
住人口の増加に伴う児童の増加は、桜村などを例
にとりますと、おそろしく急増市町村に該当す
るという見込みでございませうので、私どもの補助
につきましては、それが該当いたしました場合に
は、三分の二の補助ができるというふうな予想
をいたしております。今後の推移はかんにもよること
ではございませうが、一応そういう見込みを私ども
のほうとしては持つております。

それから先生にお答えをひとつ漏らしました
が、高等学校につきましては、これは進学率の問
題がございまして、非常にむづかしい点はあるわ
けでございませうが、進学率が九五％ぐらいである
というふうな仮定を立てて推計をいたしますと、
大体四校ぐらい必要ではないかというふうな数字
を一応持つております。

以上でございませう。

○鈴切委員 これから小、中学校あるいは幼稚園
等ができるわけでありませうけれども、できる前に
児童は少なくとも隣の小学校等へ通学をしなくて
はならないというふうな事態が起こるわけがござ
います。実際にはすし詰め教室みたいな現
状も起こつてくるのではないかと思ひますが、
その点の対策はどのようにお立てでございま
すか。

○西崎説明員 昨年や同じ施設負担法を改正
いたしましたので、団地等三百戸以上の建設が行な
われます場合には、三年前向きに整備をするとい
うような法制等を設けておまして、おそろしく研究
学園都市の場合に多くの団地ができると思ひわけ
でございませうが、三百戸以上の団地ができる場合
には、住宅戸数に基づく児童生徒数の推計をいた
しまして、三年後の児童生徒数を予定して三年前
に建築費計算をしてあらかじめ校舎を建設する
というふうな制度が可能なように措置いたしま
したので、これらの制度の活用によりまして、先
生がおっしゃいますようなことについての処置がと
れるのではないかとこのように思つておる次第
でございませう。

○鈴切委員 特別手当として四十六年の新設の調
整手当の最高限度額である八％、こちら辺をこの
学園都市については出しておるわけでありませ
うけれども、芝生の管理費とか、ごみの処理、水の必
要を満たすための業者委託費の居住者の負担、こ
れを考えると、自己負担的な部分がかなり出るよ
うに何つておるわけがございませう。そうなりま
すと、実際に調整手当の最高限度八％を出しても
らつても、ほとんどこれに使われてしまふ、それ
以上の負担がかかるというふうな状態になるの
ではないかと思ひます。それけれども、環境整備費で
これらの問題を見てやるというふうなことはでき
ないでしようか。

○小林(忠)政府委員 芝生の管理その他の環境整
備費につきましては、大蔵省に四十八年度所要の
予算が計上されまして、これで行なうことになつ

ております。

○鈴切委員 治安の問題ですけれども、あの場所へ行きますと、御存じのように、非常に広漠たる砂漠の中に立って、夜間の街灯照明をつけるというのに対しては、これは絶対必要な条件になつてきているわけでありまけれども、その点の計画はどのようになっているかということ。それから夜は婦女等は全く暗い中で歩くことすらできないという状態で、安心した生活ができないというふうにいわれておりますけれども、その点どのようなことになっておりますか。

○小林(忠)政府委員 現在のところきわめて基幹的な施設をつくっている段階でございますので、なかなかきまめのこまかいところまでは届かないわけでございますが、住宅周辺その他所要のところににつきましては、関係省と相談をいたしまして、なるべく住民の方に不安のないような措置をいたしたいと思っております。

○鈴切委員 夜間の街灯に照明をつけるということになりますと、あの学園都市建設のための建設費といふものがいまだ設けられていないわけでありまが、そうなりますと、やはり建設の飯場に働いておられる労働者等との関係もありまが、そういう点で防犯的にも非常に心配はぬぐい切れないのではないかと、そういうふうな心配をされるわけでは、何といつても事故があつてからやるというのではもうおそいわけでありまして、当然想定される危険性といふものに対しては取り除いていかなくてはならないと思うのですけれども、そういう点について、照明設備といふものが早急に必要だと思つていますが、その点についてお伺いたします。

○奥秋説明員 先生の言われることはきわめてごもっともなところで、現地におきましては、現在、保安関係につきましてはいろいろ連絡会を持っていますから、特に警察側の要望をいたしまして、街灯を早急につけていただくように強く働きかけたい、こう思います。

○鈴切委員 これから新しいかなり大きな都市ができるということに対して、いまの現在の警察の体制ではとてもこれを補うということはできないと思つておられるけれども、将来計画として警察はどういうふうな増員計画をされているか。また署というものが今後おそくできるのではないかと、思うのですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○奥秋説明員 現段階で私の口から言えますことは、確かに住民の方々がだいたい不安を抱いておられるということで、それを取り除くためには相当警察官をそこ投入しなければいけないのではないかと、いふことです。そのためにいま一応具体策を持つておられるのは、派出所の増強問題と常駐の警察の増強問題で、今後、労働者の数が非常にふえて、実際そこで行なわれるところの犯罪の発生状況が極度にふえるということになりますと、やはりそういう客観情勢と見合つて警察力の増強は今後考えていかなければいけないのではないかと。当面は派出所と警察の増強で対処したい、こう考えております。

○鈴切委員 実は学園都市周辺で山火事が数回起きていふというふうにお聞きしておるわけですが、実際に消防体制といふものが完備をされてない状態のもとにおいて、大事になつてからやるということでは手おくれであるわけですが、消防体制についてはどういふふうになっておるか。

○山田(滋)政府委員 ただいま御質問のごさいましたことですが、山火事につきましては、特にあの地方が多いというわけではございません。四十六年に一回管内にあつたと聞いておりますし、それから、先般、真壁町でございまして、火事がございまして、しかし、これにつきましては、付近の町村相協力し合ひまして、出動体制を整えて処理いたしました次第でございます。

先生の御指摘は、おそく消防体制全体の問題だろうと思つて。そこで私どもも、この点は大いに意を注がなければならぬと思つて、現在、関係の町村はいわゆる消防団地区でございま

して、常備の消防体制を持つておりません。しかしながら、昨年この地方がいわゆる広域市町村圏に指定をされまして、この機会に地元でも協議中のごさいまして、県の指導のもとに、四十九年の六月を目途といたしまして常備消防を整える。その規模は大体将来の人口の規模を考えまして、類似都市に劣らない規模で消防体制を整えよう、こういう協議を寄り寄りいたしておる最中でございます。

○鈴切委員 常備消防の体制をとれるのは大体いつごろになるかといふことが一つと、それから、私が申し上げたのは、山火事といつても、そこ働いていられる労働者の方、あるいはそこを通行される見学をする方々がたばこを投げ捨てた、それが枯れ葉に移つて火事を起こしたというふうな状態です。それに対する消防体制といふものは、いま現在ほとんど不可能に近いような状態になつていふわけですから、幸い大事に至らなかつたといふものの、消防体制といふものは今後たへんに必要な条件の一つになるのではないかと、いふこととお伺いをしていられるわけですが、その点について……

○山田(滋)政府委員 第一の御質問は、先ほど申し上げましたように、関係の町村、県といふ協議中でございますが、大体四十九年六月を目途といたしております。

それから、第二の点は確かに御指摘のとおりでありまして、私どもも、現在、林野庁と協力いたしまして、林野火災の防止に特に意を用いていられるところでございます。特に、御指摘のように、たばこによる、まことに不意な火災が多うございまして、特に注意をいたしてまいりたい、かように考えております。

○鈴切委員 いま現在歩道が完備されていないわけですが、夜間走行する車は、外灯の照明がないので、人影を発見するということは非常に困難だといふ状態です。そういうことから考えますと、交通事故を今後急起するおそれも多分にあり、その点についてどういふ対策を考えられて

いるか。歩道とか自転車道とか車道の区分帯は今後どういふふうになるのか。その点についてお伺いいたします。

○吉田(泰)政府委員 街路の整備計画は、先ほどの下水道と違ひまして、かなり進捗しておるわけでございます。全体の完成につきましては心配をしておりませんが、その過程におきまして、現在、一部幅員のみを舗装してとりあえず通行に供しているというふうなことから、御指摘のような事態が生じているものと存じます。延長を延ばすといふこともさることながら、そういう幅員構成におきましても、十分危険のないような配慮を優先的に今後進めてまいりたいと思つております。

○鈴切委員 研究学園都市は、学者あるいは専門家として研究するための諸施設が実はないわけでありまが。特に文献を必要とするときには東京まで出向かなければならぬ、そしてたいへんな費用がかかるというのを、私、向こうの方々からもお伺いをしてきたわけでありまが、それとも、そのような専門的な分野の文献を研究する機関は考えられていないのか。また、考えられていゝれば、どういふふうな形態のものができるのか、いつごろできるのか、その点についてお伺いいたします。

○吉川説明員 先生からいま御指摘がございまして、文部省の関係は筑波大学でございますが、筑波大学は、これから新しい教育研究の仕組みをつくりまがす総合大学をいま目ざしておるものでございまして、特に充実した教育条件をつくり出すための整備をはかつていきたと考へておるわけでございますが、特に、御指摘がございまして文献の点につきましては、筑波大学の主体となります東京教育大学には、いま約七十万点の蔵書が整備されております。これを中心にいたしましてさらにその蔵書の充実をはかる。特に、新しくできます筑波大学におきましては、研究のための文献のセンターと、学習のための文献センターと、機能に応じまして二つに分けて整備をはかつていきたいというふうに考えております。

なお、研究学園都市に共通するいろいろな問題、いま先生から御指摘がございました研究者に対する各種の情報サービスを行なう機関としたしましては、この学園都市の共同利用の施設として研究交流センターを設ける考え方で、科学技術庁の中で私どもも相談に入りながら計画を進めております。私どもとしまして、そういうものが早く充実したものができるように期待をしておるところでございます。

○鈴切委員 筑波大学ができればそういう施設ができる、これはもうわかるわけですが、いま現在、筑波大学ができる前に、科学技術庁の所管の各研究機関とかいろいろできているわけですが、そういうところの方が実際にいろいろ研究するのには文献が必要であるわけですが、そのたびごとに東京へ来ておったのでは、ほんとうに費用もかかるし、時間的にもロスだというわけなんです。が、そういうものができる前に、何かそういう点についての文献を整備をする必要があると思ひますが、その点についてはどうなんでしょうか。

○山中説明員 ただいまの点につきましてお答えいたします。

ただいま文部省のほうからお話ございましたように、私も科学技術庁といたしまして、この問題まことにごもっともでございますので、ただいま検討いたしております。四十八年度から、そういう施設といたしまして、研究交流センターとかに呼んでおりますが、そこで、情報について東京におけると同じような文献のサービスが受けられるような、そういう施設をつくるというところで、四十八年度からそれに着手してまいりたいというふうに考えております。これにつきましては、先ほどお話がありましたように、文部省のほうとも十分御連絡をして、ただいま具体的なサービスの内容について検討しておるところでございます。

○鈴切委員 これから、研究学園都市だということ、外国の学者、あるいはそれに関係する方々

がかなり施設を見学に来られると私は思うのですが、外国の学者あるいは教育に与えられている方々の宿泊場所とか、そういう点については全く考えられていないわけでありまして、その点についてはどのようになっているのか。また、そういう方々が食事をされるということについては、どういふふうなことを考えられているか。また、そういうふうな諸外国の方々の間の交流、国際会議場の設置というものは考えられているかどうか。その点について伺います。

○山中説明員 科学技術庁といたしましては、科学技術庁の研究機関の関係のほかに、科学技術に関する総合的な推進をはかるというふうな立場から、いまの問題につきましてもかねて検討しております。特にコンピュータに関しましては、そこに四十数機関の研究機関が参りますと、相当数のいろいろな目的のための計算機が入つてまいります。そのために、これをどうやって全体としてうまく使つていったらよろしいかということにつきまして、行政管理庁のほうの御指導、御協力も得まして、ただいま私どものほうで、その多くの計算機が全体として有機的にうまく連携をとつて効率的に使われるようにするためのシステムを検討してまいっております。現在検討中でございます。結果は申し上げられませんが、そういうことでただいま検討しておるところでございます。

外国との交流ということ、各研究機関でもそれぞれお考えいただいております。今後ますます盛んになるであろうと思ひます。大学ももちろん、国際交流ということを進めるといふ趣旨でその計画を進めていらっしゃるということでございますが、それぞれの機関で、こういう方を受け入れますために必要になります共通的な問題といたしまして、国際会議をやるような大きな会議場であるとかいふような要望が非常に強まっておりますので、先ほどの問題とあわせて、この問題を現在検討しておるところでございます。なお、宿泊等を含めまして現在検討中でございます。

○鈴切委員 私、問題を提起をしておくわけですから、それについてひとつ十分に具体的な処置をしていただきたいわけでありまして、文部省所管の研究所と科学技術庁所管の研究所というものが実はあるわけですが、ところが、そのどちらも非常にコンピュータ等を使用する、そういう場合があるわけですが、コンピュータを一つ使つてにしても、セクト主義というものが先行して、なかなかそういう点については思うような状態で実際に使つていくことはむずかしいというところを言っているわけなんですけれども、現在の状態において、少なくとも現地にあっては完全な都市づくりがまだできていない状態下にあつては、お互いに学者間の研究交流のセンターとか、ある

いはお互いにそういう点については譲歩するといふ点については、何らか考えられているのでしょうか。

○山中説明員 行政管理局のほうの御指導、御協力も得まして、ただいま私どものほうで、その多くの計算機が全体として有機的にうまく連携をとつて効率的に使われるようにするためのシステムを検討してまいっております。現在検討中でございます。結果は申し上げられませんが、そういうことでただいま検討しておるところでございます。

○鈴切委員 筑波というところは非常に雪の多いところなんです。雪が降りますと停電すること、今後考えられるわけですが、ところがあそこは、いわゆる系統としては一系統であるので、停電すると機能がとまってしまう。しかもそれはたいへんな研究をしているわけでありまして、停電されると非常に困るというふうな状態も考えられるわけでありまして、一系統であるのを、研究の上からやはり二系統にしていくか、なくてはならないと思うのですが、その点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○小林(忠)政府委員 東京電力の計画といたしまして、二系統で工事を進めております。

○鈴切委員 先ほど実は御答弁が保留されておつたのですが、大蔵省の国有財産第一課長さんが御出席になつておられるので、お聞きいたしますけれども、公務員施設のうち公務員住宅は百七十七戸、それから百二十九戸現在建設中でございますが、外観に比べて、中に入つてみると、こんな

お粗末な住宅はないというふうに私は見てきたのですが、手抜き工事をしていっているというふうな感じを受けてきました。しかも向こうの方々の話によりまして、セメント仕上げの中に、セメントのかわりに新聞紙を詰めてあつたということなんです。が、そういうふうな事実があつたかどうか。また、どういふふうな検査をされているか。少なくともあのような状態の公務員住宅が一ぱい建つても、しよせんはお粗末な住宅だといふ非難は免れないのではないかと。いままではかなり緊急を要したからそういう状態もあつたかと思ひますが、今後はどういふふうな状態にされていきますか。

○篠田説明員 百七十二戸、現在建設中百二十九戸、合わせて三百一戸が四十七年度中に一応完成するということになってございますが、これから昭和五十二年年度までに約一万戸つくる予定でございます。

先生から先ほどお話がありましたけれども、移転機関が早急に移動するために若干配慮の行き届かなくなつたところはわれわれもあつたと考えておりますが、今後は予算のほうも増額要求いたしております。現在御審議をいただいております最中、でございますけれども、たとえば具体的に申し上げますと、書斎ないしは研究室に当たるものを一つつけ加える。それから内装、間取りについては、予算の裏づけもございまして、十分配慮していく。外装についても、外観がきれいになるように考えていくということ、たとえば一般職員の住み込みが、これについて申し上げれば、現在、東京都内では十五坪の三DKに住んでおりますけれども、現在の筑波の宿舎では一般職員の方は三LDKでございます。今後四十八年度以降つくりましますのは約二十一坪、三LDKで、それぞれの広さは広がつていっているというふうに検討いたしております。そういうことで現在以上の考慮を加えましてつくりたいと考えております。

○鈴切委員 私も時間の制約がありますので、最後に大臣にお伺いしたいと思ひますが、いまいろ

いる私、御質問申し上げたとおり、たいへんに今後研究もなくなつてしまふ点もありませんし、また現在問題になる点も多々あるように思いますが、そういう点は、私やはこの研究都市センターをつくるのについて合意というものがまだできていないところにあるかと思つておられます。私、少なくともこういうのは、専門家とか、あるいは学者、また地域の自治体の関係等を含めて、今後みんなの合意をもとにした研究都市というものをつくっていくかなくちやならないというふうに思つておられます。建設大臣はこれに対して、今後どのように取り組んでいかれるのか、最後にお伺いをいたしておきます。

○金丸国務大臣 先生のおっしゃれることにつきましては、一つ一つ御指摘のとおりだと私、思つておられます。これからは、総合的に、衆知を集めて、ほんとうに量質ともによろしきもの、また、この筑波の中核都市がモデル都市としてほんとうに、なるほどといわれるものをつくつてまいりたい。それには、学者も、あるいは地域の市町村の関係の方も、あるいは政界の方も、その他もろもろの参考になる人の意見もいれてやっていきたい、このように考えております。

○鈴木委員 以上をもって終わります。

○三原委員長 木原実君。

○木原委員 たいへん同僚委員から詳細な質問が筑波の研究学園都市を中心にごさいましたし、夜分にわたりましてお疲れの模様でございますので、簡潔にやつて終わりたいと思つております。もうしばらくおつき合ひのほどをお願いいたします。

私も筑波研究学園都市を見てまいつたわけですが、いままです指摘がございましたように、建設過程とはいへ、たいへん実情がひどいわけなんです。そこで伺いたいのですが、公団としては、実施機関として初めから関与していたわけなんです、やるべきことをやっていたんじゃないんですか。

か。公団はいままで、いろいろな環境整備や、あるいは公益利便施設その他については、技術も経験もあるわけなんですけれども、仕事に限定がある。いろいろの意味で何かやるべきことをやっていたんじゃないかという気がするわけですが、どの程度にどういう仕事をやってきたのですか。

○南部参考人 筑波研究学園都市の用地の取得並びに造成ということを決めましたのは、昭和三十八年の閣議了解であり、公団が現在までやってきたのは、学園都市に必要な用地の確保ということでございます。これはほぼ一〇〇％完成しております。あと宅地の造成につきましては、たゞいま新法並びに区画整理に基づく事業はそれぞれ進めております。ただ、先ほどからお話がありましたように、この建設につきましては、事業主体が非常に多数ございまして、上物一切については、住宅公団といたしましては、これは官庁施設でございますので、全然行なう権限がございません。それから上水道、下水道につきましては、これは県の事業でございます。それから関係施設その他の環境整備というものは地方自治体の責任でございます。このようにして事業主体が非常に多岐にわたつております。したがしまして、これを統一してやっていくことは非常にむづかしいというところで、首都圏の事務局が窓口になりまして、今日まで全部そこと相談をいたしまして、各省と相談をいたしまして仕事を進めてきておるという現状でございます。

○木原委員 私は公団も、ときどきでなくて、かなり欠陥住宅をつくつたり、いろいろなあれがあるのですが、しかし、もうちょっと、お話がございましたが、上下水道等の問題についても、やってやれない仕事ではないかと思つておられます。あるいはまたニュータウンづくりその他のいろいろ経験の蓄積もある。これは政府のほうも、ある意味ではこの十年間かなりなやりやな時期もあったと思うのです。それは何といひましても、各官庁のそれぞれの立場などが錯綜しまして非常に遅延してきた

ということがあるのですけれども、したがって、この環境整備ということについて頭がいつてなかつたんじゃないかと思つておられます。そういう計画の遂行自体の欠陥が、いまの姿にあらわれているような感じが現地でしたわけなんです。したがしまして、これからの問題にもなるわけですが、いろいろ新しい体制をつくつて、これからかなり速度を速めて研究学園都市の建設をやっていくんだという、先ほどいろいろお話がございましたその中で、住宅公団の使い方という問題については、何か大臣、お考え方ございますか。あるいは別に法案が出ておられますけれども、公団そのものは次第に分離をしていくようなことにしてしまつて、手を引いていくんじゃないかというふうなことも伝えられておられますが、その辺はどうなんですか。

○小林(忠)政府委員 ただいま御指摘のような点が制度上確かにあつたと思つておられます。現在、提案しております工業再配置・産地地域振興公団法の一部を改正する法律案によりまして、国土総合開発公団法というものが提案されておりますが、それによりまして、現在住宅公団が困つておりますようなものがすべて新公団でできるよう内容になつております。

○木原委員 そうしますと、これから先、住宅公団は、きょうは総裁にお見えたいたしたので、あれしたいのですが、どの程度に関与をしていくのですか、これからの建設の中で。

○小林(忠)政府委員 従来、住宅公団がやっておりました宅地の造成は、もちろん引き継ぐわけでございますが、なおその宅地の上に入られます公務員その他の方の生活上の利便施設についても公団が全部できる。さらに道路、上下水道というように、な県及び市町村のやりやますものにつきましても、一部公団ができる。その他のものにつきましても、さらに政令で範囲を拡大すれば、場合によれば、消防署を立てかえるとか、学校を立てかえてつくるとか、そういうような万般のものができるようになつておまして、いま申しました公共施設の

立てかえ分といたしまして、半年間で二百三十億円を計上しております。

○木原委員 そこで、公団の総裁にお伺いしたいわけでございますけれども、筑波学園都市のことにつきまして、私どもやはり、公団の中で蓄積されたさまざまな技術、経験、こういうものをフルに生かしていったらどうかということなんです。しかし、他方、現在、監理官を一名減らすという法案が出ておられますけれども、一体この住宅公団、これから先どうなっていくのですか。いろいろほかの法案との兼ね合いその他で見ておきますと、貸し家業になつていくんじゃないか、貸し家の管理が中心になつていくんじゃないかというふうな気もするのです。さまたまな分野で国土総合開発というかけ声がかかりまして、いろんな構想が打ち出されていく中で、いままです公団が、せつかくいいにつけ悪いにつけ蓄積してまいりましたそういうものが、はたしてこれから国土総合開発の中でどういう位置づけで生かされていくのか。それとも、いままです建設をしてまいりましたストックをいかえて貸し家の管理業、こういうところに後退をしていくのか。何か一つ岐路にあるような感じがするのです。これは総裁としてどうなふうにお考えになつておられますか。

○南部参考人 公団といたしましては、大都市における住宅難の解消のために、今後とも住宅の建設は続けてまいりたい。ただ御指摘のように、いろいろむづかしい問題がございます。それは一つには、過密をどうするか、過密の助長になるんじゃないかという御意見がございまして、したがしまして、たとえば首都圏の三県あたりにおきましては、できるだけ人口を抑制しようという見地から、たとえば団地の繰り延べ、あるいは建設を縮小するといふような動きがございまして、先生御指摘のような御心配をいたしまして、われわれとしては、今回いま御審議をいただいております予算の中には、新しく貸し家業と申しますか、持ち家の分譲住宅、賃貸と分譲との中間をいくところの長期分譲住宅というのを新年度から創設いたしましたし

て、大体家賃程度のもので三十年で自分のものになるというような道も講じております。これは、今回のような地価の高騰におきまして、マイホームに対するサラリーマンの夢がだんだんと打ち砕かれていく、その際に、公団の分譲ならば何とか月三万円くらいの負担で自分のものになる、こういうような住宅を建てていきたいというところでやっております。もう一つは、従来の賃貸住宅が非常に二DK中心で狭うございました。これからはもう少し広いものをつくって、そして老人と一緒に住みたいという方々が一緒に住めるような質の向上した住宅を建てていく、こういうような方面に主力を置いていく。そのため、戸数はどんどん減っていくかもしれませんが、戸数だけでなく、構想はいいのです。しかし、まだまだでもすてきな計画が消化できない。たとえば用地難という問題があると思うのです。用地難については、公団としてはどんなお考えをお持ちしているのですか。これはとても公団だけの問題ではないと思うのですけれども、用地難という問題に対して、公団としてはどんな構想をお持ちですか。

○南部参考人 公団が用地を取得する前には、全部地方公共団体と事前に話をしなければなりません。ここで現在一つのネックがあるわけでございます。その際に、地方公共団体のほうは、先ほど申しましたように、人口抑制の根拠は何に置いているかと申しますと、水の手当てがない、したがって、団地ができて将来水の手当てができないというところは、地方公共団体として責任を持って、今後の団地建設につきましては、公共団体並びに国の各機関等、十分な総合的な見地から計画を進めていかなければならないということが第一でございます。

第二に、水の問題の次には足の問題でございます。これも現在バス等も相当公団のほうで負担して措置をするというようにすることで確保を願っておりますが、いづれにしても、こういった地域の土地の利用計画をどうするかということが根本だろうと私は思います。それができないことは、過密であるから抑制するというような話で、現場の機関であるところの公団と地方公共団体なりあるいは市町村と話をしても、なかなか話がつかないというようなことがございます。

それからもう一つ、宅地造成のほうで申しますと、大規模に宅地造成する上においてはやはり計画的にやらなければいけません。ただ、いまの市街化区域の中はなかなか問題がございまして、これは将来の問題としては、やはり計画的に開発が可能であると思われるような調整区域等についても計画を進めていくというようにことで打開するよりは道はないのではないかと、このように考えておる次第でございます。

○木原委員 おことばをあれするようですけれども、計画的にと、こうおっしゃいますけれども、これは一つは、たいへん地価の値上がりで急ピッチでどうしようもない。おそろく公団としましては、ともかく勤労者のために福祉の立場で住宅を建設していくという大前提があるわけですが、これはどうにもならぬのじゃないですか。その辺についてはどうですか。

○南部参考人 実は一番頭が痛いのは用地費の値上がりでございます。したがって、用地費の値上りを、なるべく各戸において負担を軽くするということの意味からは、どうしても高層住宅をやらなければならぬ。従来大体十四、五階までが限度でございました。それをできるならば二十五階くらいまで上げて、そうして用地費の節約をした、このように考えておるわけでございますが、それにしても、用地費の増加というものが私どもの家賃に大体三割から四割くらいになってはね返っ

てきますから、そうなりますと、いまの状態でございますと、勤労者の所得の伸びと家賃の伸びがバラレルであるうちはいいのでございますが、これが家賃の伸びのほうが高くなるというふうになりますと、これは住宅政策全体としての家賃体系の再検討という事態に発展するだろうと思っております。

それからもう一つは、公共機関であるところの地方公共団体や住宅公団は、いまの公示価格で土地が買えるというところを、ぜひこれは政府のほうにお願いしたい。最近では東京の都内等ではいつも入札でございまして、私どものほうは公示価格の額以上には札が入られませんが、そんなことでいつも価格の面で非常に苦慮しているというところがございます。

○木原委員 これはここだけの問題じゃない。これは大臣にお伺いしておきたいと思うのですけれども、地価対策は御存じのように別のところでたいへん大きな問題になっているわけですが、政府の方針の中に、まあさまざまな問題がありますけれども、宅地の造成、そういうものはなるべく別の機関で公共的にやっていく。それから住宅建設そのものは、民間のデベロッパーといいますが、そういう住宅市場に開放をしていく。そしていまの公団それ自体は、先ほど貸し家業という少し失礼なことを申し上げましたけれども、そういう管理的な公団に変えていく、そういうようなお考え方があられるのではないかと気がするわけなんです。ここで地価の問題について論じようと思いませんけれども、異常な姿で一方では地価が高騰を起している、しかも公団は用地が手に入りにくい、そういうところを一つのスタートとして、何か住宅政策についてかなり大もとがかわっていくというような考え方があられるのではないかと気がするのですが、いかがですか。

○金丸国務大臣 私はこの問題については、住宅公団の本来の使命が達成できないようなことになっては困る、別に公団ができる、こういうようなことではいろいろ心配もいたしたわけでございますが、住宅公団は住宅公団としての使命がある。ただいま南部総裁がお話しになりましたような考え方、そこでこの宅地の問題、いわゆる土地の問題につきましては、全く御案内のような状況で頭を痛めておるわけでございますが、それに対してはいろいろの対策を講じていることは御承知のとおりであります。どちらにしても、土地というもののに対して相当の抑制をし、土地それ自体に対して、公共優先というような立場で、私は大企業に對しても、ひとつこの事態、この時点をよく直視してもらって、お互いに国に対して使命感というものを持ってもらいたい。企業だからもうけることもいいけれども、ただ値上がりを持つというようなことは許されぬじゃないかという強い要請もいたしておるわけでございます。

どちらにしても、土地というものは限りのあるものですから、この土地を確保するということが住宅を建てる住宅公団の使命にもマッチするということでございますから、あくまでも、あらゆる手段を講じ、あらゆる方法を国民に訴えて、この土地問題を解決していきたい。

最近、この土地問題が国会でも大きく政治問題となり、また国の予算としても大きく土地問題がクロージアアップしてきておるというふうな関係で、私の知る一部においては、土地というものはもう魅力がないというふうな考え方、この際土地は放すべきだという考え方もあるように私は見受けるわけです。そういうことで、この施策を強く推し進めるところに、土地の獲得という道があるのじゃないか、このようにも考えておるわけです。

○木原委員 私も一、二見聞するところがあるわけなんですけれども、公団もおそろくせば詰まりまして、たとえば民間と共同で土地の取得をやるという場合があります。そうしますと、公団も土地がほしいものから、そこから譲り受ける。そのときの条件が何かわかりませんけれども、道路をつくる、下水をつくる、これは公団持ちでやる。そこに公団の住宅が建つ、入居が始ま

る。そうしますと、他の残った民間の大手業者が持つておる地価は、それだけうんと値上がりする。それから民間分譲を始めるというようなケースがあるわけですね。

そういう姿を見たりなどいたしておりますと、これは容易ならぬことだ。先ほど総裁のほうから、地価が家賃にはね返るものだから二十五階建てくらいの高層住宅を建てたい、こういうお話もございました。これはいろいろ御研究かと思ひますけれども、私は反対です。いますでに十一階とか相当高いところでも小さい子供を育てておりますが、これは人間じゃなくなりますね。鶏だつて大体地上これくらいのもので住んでゐるのです。われわれには羽がないんですから。仕事場として、事務所としてある分についてはともかくですけれども、居住性という面から見れば、私は学者の中にも異論があると思うのです。そういうところに育つた子供は将来どういふことになるのか。十数階建てのところでも風が吹いたらゆれますよ。そういうような不安定な形の住宅がはたしていいのかどうかという問題があります。

そういうことをあれこれ考えますと、やはり住宅公団の使命というものをもう一べん再確認をして、勤労者向けの公共的な住宅を供給する、この原則に立ち返つて、その土地については国なら国がやはり特別な援助をして確保してやる。成り行きにまかせておいたら、これは自治体だつて、私は千葉ですけれども、千葉県だつて公団はお断わりだといふんで、どうにもしようがありませんね。しかも住宅難が依然として続いているんですから。それならば、大臣がおっしゃるような形で、使命に徹して公団の仕事をやらしていくんだとおっしゃるならば、土地の問題についてはほかの分野でいろいろ議論がありますけれども、やはり特別に公団用の用地を確保するためにしかるべく国の援助措置をとる、特別な手当てをする、そういう発想は出ないものでしょうか。どうですか。

○金丸国務大臣 この問題につきまして、非常にむづかしい問題でありますので、審議会に住宅はいかにあるべきかといふことをいま諮問いたしておるわけでございます。私も実は八階に住んでおるのですが、まことに人間らしい生活ができないなという感じはいたしております。できることならば土のあるところで生活したいという、これは人間の一つの本能であらうと思ひます。そういう意味で、できることならばできるだけ低いことが望ましいことではあります。しかし、この時点においてはまあ家がなによりあつたほうがいい、こういうせつば詰まつた考え方が総裁をしてかく言わしめた、こう私は思つておるわけですが、この問題については相当重要な問題であります。審議会の答申も待つてひとつ十分に検討して対策を打ち立てたい、こんなふうに考えております。

○木原委員 あまり時間をとらせませんが、いづれにいたしましても、幸いまだ少々土地の値が上がつたつて自力で建てられるという方たちに対しては、これはほつておけいというわけじゃありませんけれども、別のことなんです。やはり公団がしよつておる発足当時の原則というものがあつて、どうも公団も何かいへん難澁をして限界にきておるような感じがするわけです。しかもいまでもともかく公団、2DKに入りたといふ人が圧倒的に多いわけなんです。そういうことを考えますと、かなり高層な、かなり長期にわたる施策や計画は別にいたしまして、やはりそれにこたえていかなくちやならない。その難関の一つが、たとえば用地の取得難といふことにあるのならば、やはり国として住宅政策の原点に返つて存分の援助をすべきではないか、こういう考えでございますので、これはひとつよろしくお願いをしたい、このように思ひます。

ところで、総裁にもう一つお伺ひしたいのですが、実際に建設をされておまして、この委員会でも何回か問題になりましたが、やたらに欠陥住宅が多いのですね。これは、直轄工事というのはわりあい少ないのじゃないですか。あるいはまた、下請に対しての公団のいろいろな監督、管理というものが、手を抜いているとは言いませんけれども、行き届かないのか、欠陥住宅ということがやたらにあちこちで問題になる、そういう問題があると思うのですが、その点はいかがですか。

○南部参事官 確かに御指摘のような問題がありまして、現在根本的に検討いたしております。実は監督は、いま直轄というお話がございましたが、公団自体の監督員が三分の一以下でございます。そのために、あとはみんな民間委託ということになっておまして、監督の面での不十分という点が一つございまして。

それからもう一つは、実はできるだけ家賃を安くということで、発足以来十数年間、合理化に合理化を重ねてきております。壁厚もできるだけ薄くというように、構造上持ち得る一番経費のからかぬというほうに実はこの十数年間全力をあげてきたために、今日のような未熟練労働者を使うということになりました。施工上非常に問題がございまして、そのようなことで、もう一べんもとに戻りまして、未熟練労働者でもできるような設計に直さなければいけない。薄く薄くといつても、薄いとどこをコンクリートで打つのはなかなか熟練が要りますので、壁厚ももう一べんもとに戻して、しろろとでも打てるように薄いのを厚くするといふようなことでも、設計上の問題もいま全部検討し直しまして、あるいは配筋が下になるのは、設計上からいろいろ改良を加へまして、労働者が上に乗つても配筋の鉄筋が下がらないといふようなこともいろいろ検討いたしまして、今後においてできるだけ欠陥住宅のないような対策をたたいまとりつた次第でございます。

○木原委員 入居者たちは、これは政府の仕事である、国の仕事である、公団だ、こういうことで信用して入居する。しかもそこでは、ほかのことと違ひまして日常の生活が無数に行なわれているわけなんです。ですから、かりにも欠陥がある、どうも手落ちであつたといふようなことだけでは、国としては済ませないわけなんですね。ですから、ささいな欠陥もそうなんですけれども、どうも見

ておりますと監督が十分でない。技術的な研究はいろいろありでしようけれども、少なくとも責任が果たされていない、こういう感じがするわけなんです。したがひまして、いろいろな問題があらうかと思ひますが、あまり抜くべからざることを手を抜くようなことにならないように、合理化をやるべき分野と、必要な分野にはやはり金も人員もかけるということをやつてもらいたいと思ひます。

いろいろ申し上げましたけれども、住宅公団のこれからの方向の問題、それから筑波の問題にかかわつていく問題等について、気になることを御質問申し上げたわけでございます。

それから最後でございますけれども、大臣に先ほど来同僚委員から、いづれも、筑波の現状がかなり環境が悪い、そのために現在すでに入居を始めておる公務員の人たちが出費その他でかなり難澁している、しかるべき手当というふうな御発言もございました。再度念を押すようでございますけれども、当委員会としまして、委員長はじめわれわれもお供いたしました現地を見ましたときにも、そういう話が出ました。委員会ではいまだに相談もいたしたいと思ひますけれども、政府のほうとしまして、過渡期の臨時措置としまして、そういう人たちに對してできるだけの措置を講ずるようなことをぜひ実現をさせてやつてもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○金丸国務大臣 まず住宅公団の問題につきましては、設立の当初に戻りまして、いわゆる原点に返つて、ほんとうに庶民のために、賃貸住宅というものは安く入れるということがまず大きな目的で、またその内容も質も整えることは当然でありましよう。ことにいまいろいろなものが上がつてきており、それが家賃にはね返つてくるというところについては、国が何とか考えてやらなければならぬのじゃないかといふような感じも私はいたしておるわけでございます。そういう意味で、この住宅問題についてはひとつ十分に検討させていただきます。

また筑波の問題につきましては、いろいろ先生方からお話がございまして、いま先遣部隊として行っておられる方々がまさに非常な御苦労をなさっておられるのに、たとえて言えば、東京においても八%、向こうに行っても八%、こういうことではまことに働きがいがないと思います。その他諸般の施策につきましていろいろあたたかい方法をとれるように、私からもひとつ関係官庁にお願いを申し上げまして、御期待に沿えるようにいたしたいと思ひます。

○木原委員 どうもありがとうございます。これで終わります。

○三原委員長 次回は、来たる五日木曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開催することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時七分散会

内閣委員会議録第六号中正誤

六 段 行 誤

七 二 末 四 なくて、

二 二 三 勸告します。

六 一 七 大豆

正

なくて、

勸告します、

大臣

昭和四十八年四月十日印刷

昭和四十八年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局